

# かつらぎ町財政健全化計画

(次代のまちづくりにむけて)

平成24年3月改定  
か つ ら ぎ 町

# 目 次

はじめに	2
財政の中期見通し	3
第1 財政の現状	3
1 町税の推移	3
2 地方交付税の推移	4
3 国・県支出金の推移	5
4 町債の推移	7
5 一般財源等の推移	8
6 合併に伴う財政支援	9
7 人件費の推移	11
8 扶助費の推移	12
9 公債費の推移	13
10 物件費の推移	14
11 補助費等の推移	15
12 繰出金の推移	16
13 積立金の推移	17
14 投資的経費の推移	19
15 歳入歳出総額の推移	20
16 収支の状況	21
17 人口の推移	22
18 経常収支比率の推移	23
19 実質公債費比率等の推移	24
第2 財政の見通し	25
1 人口の減少	25
2 普通交付税及び臨時財政対策債の減少	27
3 収支の見通し	29
財政健全化計画	32
《目標とする財政指標等》	32
《財政健全化対策》	32
1 内部事務経費の徹底した削減	32
2 事務事業の見直し	34
3 投資的経費の見直し	34
4 後年度負担の抑制	34
5 財源の確保	35
6 公営企業の健全化	35
7 外郭団体の健全化	37
8 公共施設の統廃合	38
9 住民参加によるまちづくり	38
《これまでの取り組み》	39
おわりに	44

はじめに

かつらぎ町では、平成 16 年度から行われた国と地方の三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税の減額や扶助費、公債費など義務的経費の増大による財源不足に対処するため、平成 16 年 9 月に「かつらぎ町行政改革大綱」を、平成 16 年 12 月には「かつらぎ町財政健全化計画」を策定し、財源不足の解消に向けて歳入の確保、歳出の改革を徹底し、財政の健全化を進めてまいりました。

また、平成 17 年 10 月に花園村と合併した後、平成 18 年 12 月に財政健全化計画を改定し、行政改革大綱が目標と定める「今日のかつらぎ町住民の行政ニーズを的確に把握」、「社会経済情勢の変化に対応できる行政システムの構築」、「地方分権の時代にふさわしい簡素でより効率的な行政の実現」を基本方針としながら、「安定した財政運営とともにまちづくりを行える基盤づくり」を目指して、積極的に財政の健全化に取り組んでまいりました。

財政健全化計画の実施と合併に伴う財政支援、国の経済対策に伴う交付金や地方交付税の増額などにより、平成 21 年度以降の収支は均衡を取り戻しています。

しかしながら、国は毎年度 40 兆円を超える巨額の財政赤字を計上しており、平成 23 年度末の国と地方の長期債務残高が過去最高の 903 兆円に達すると見込まれるなど財政面の有事に直面している中で、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対する復旧・復興対策の事業規模は国地方合わせて、5 年間で 19 兆円程度、10 年間で 23 兆円程度に上ると見込まれており、財政的に新たな負担となることは避けられません。

現状では、地方財政に対する震災の影響は不明確ですが、本町としても、今後は合併に伴う財政支援の減少や人口減に伴う税収・地方交付税など一般財源の減少、高齢化に伴う社会保障関係費の増大などが予測されることから、中長期的な視点に立って、持続が可能な行財政運営に向けた対応策を検討・実施することが必要です。

こうしたことから、引き続き安定した財政運営と次代に向けたまちづくりに取り組むため、財政健全化計画を改定するものです。

## 財政の中期見通し

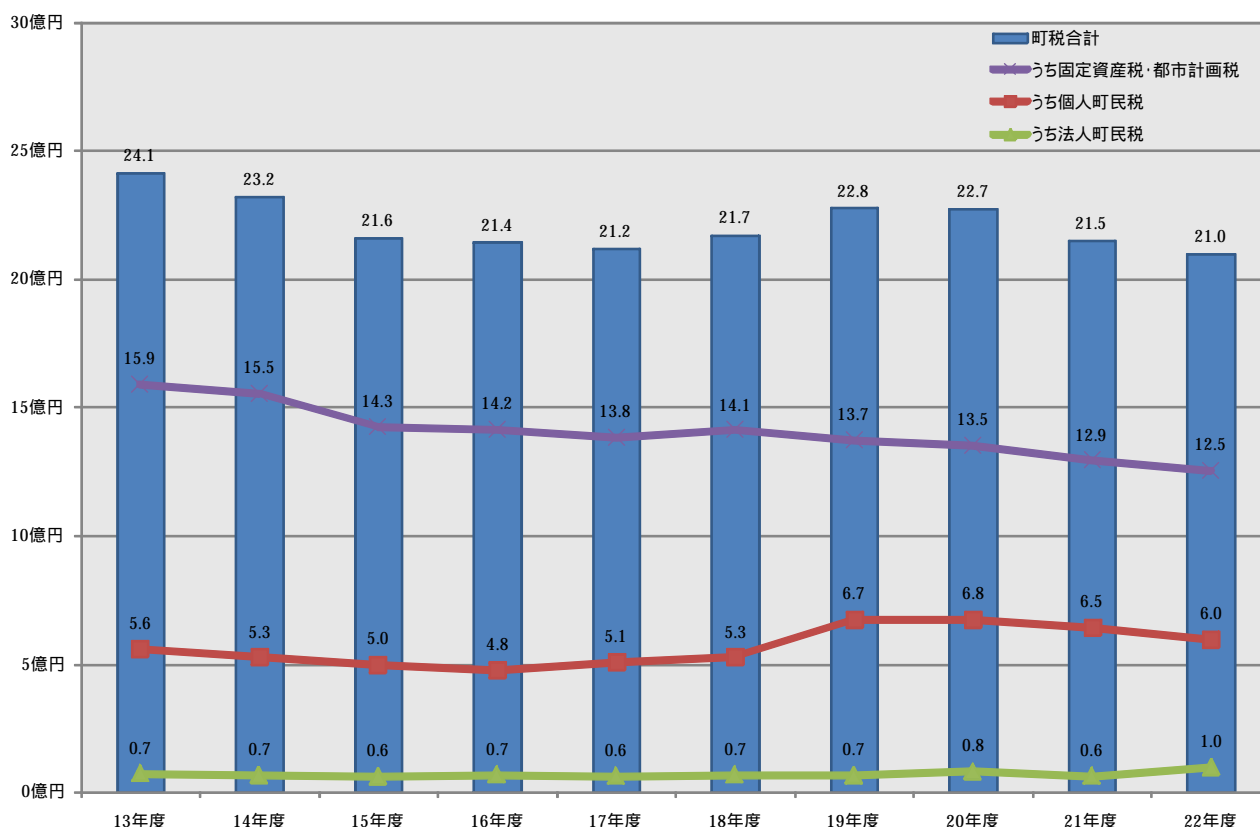
### 第1 財政の現状

バブル経済が崩壊し、経済成長が停滞を始めた平成元年度以降において、国は赤字国債の発行により種々の景気対策を行い、また町では地方交付税の増加を背景にして様々な住民要望に応えた施策を行いました。しかし、平成14年度から国は財政構造改革路線へと転換し、平成16年度から国と地方の三位一体の改革が行われるなど、国の財政悪化に伴い地方財政にとっても厳しい状況が続きました。

このような中で、かつらぎ町と花園村は平成17年10月に合併し、行政改革大綱及び財政健全化計画に基づき財政の健全化を進めながら、学校施設の耐震化など課題となっていた事業・施策を、合併に伴う財政支援を活用することにより実施しています。

以下、過去10年間の財政状況の推移グラフと9年間の増減を示します。グラフは地方財政状況調査における普通会計の数値を基に作成しています。また、平成17年度以前は旧花園村を含む数値です。

#### 1 町税の推移



#### 町税収入は

24 億 1269 万円

3 億 1579 万円の減

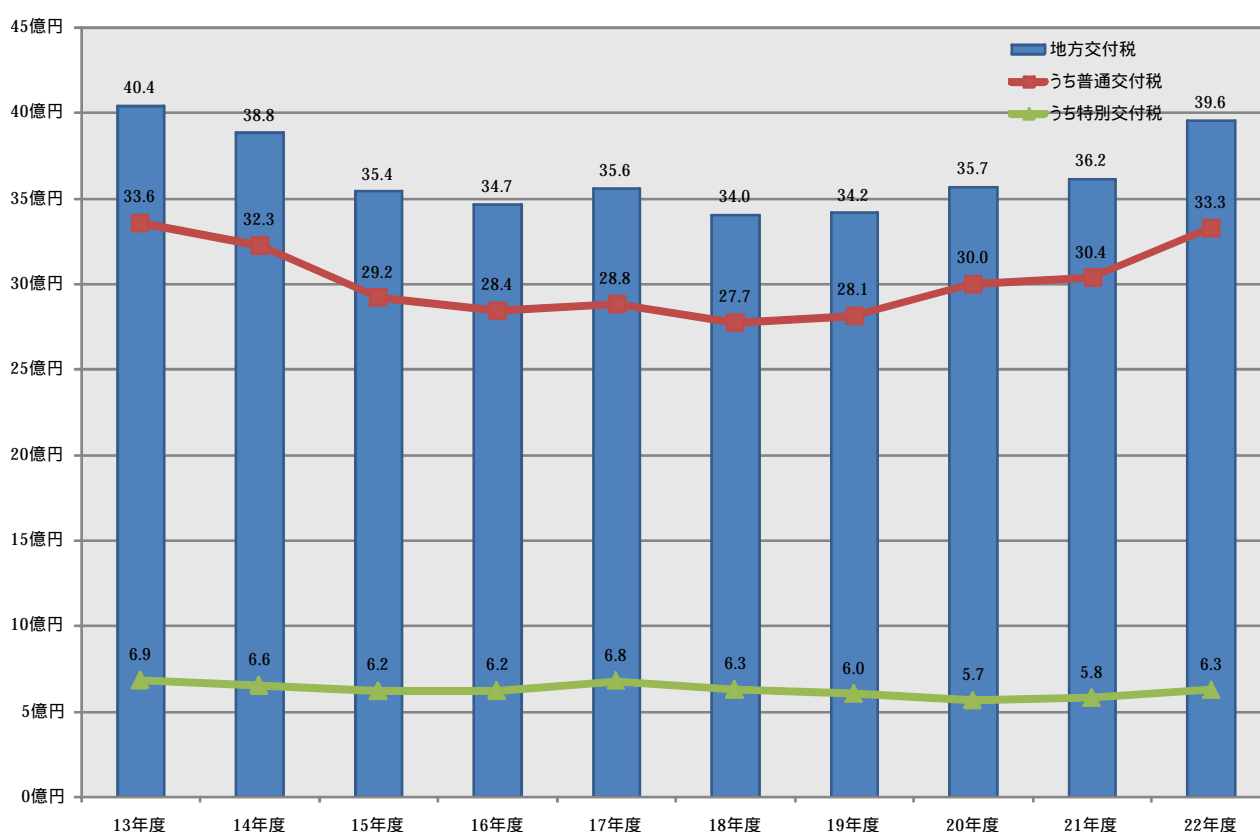
20 億 9690 万円

平成13年度から平成22年度までの9年間で、町税は3億1579万円減少しています。これは、固定資産税が土地価格の下落や関西電力紀北変換所償却資産の減などに伴い、3億963万円減少したためです。

個人町民税は、国と地方の三位一体の改革に伴う所得税から市町村民税への税源移譲に伴い、平成19年度には前年度より1億4566万円増加しましたが、その後は景気の減速などにより減少し、平成22年度は平成13年度と比べて3608万円の増加にとどまっています。

長引く景気の低迷や人口の減などにより、税収は今後も減少傾向をたどるものと思われます。

## 2 地方交付税の推移



## 地方交付税は

40億4350万円

8829万円の減

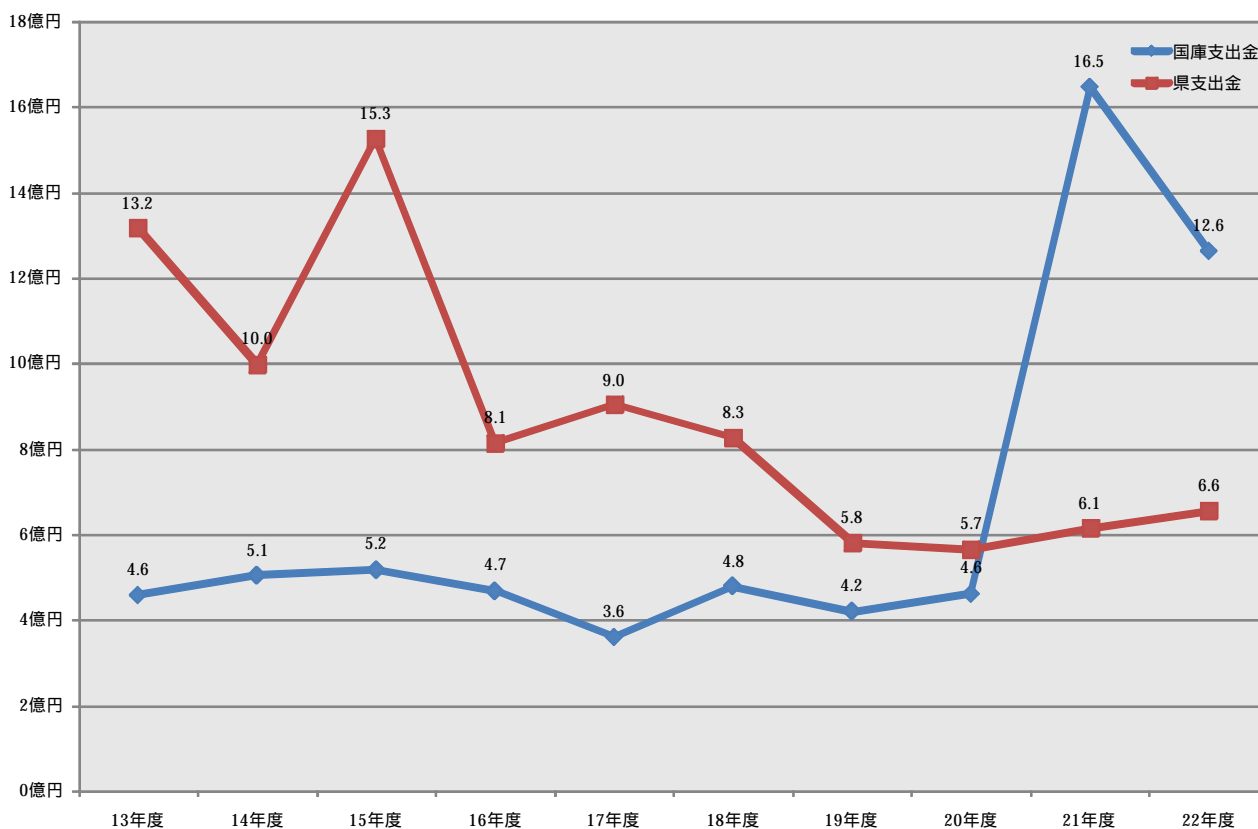
39億5521万円

地方交付税のうち普通交付税は、国勢調査人口の減や三位一体の改革に伴う見直しにより平成18年度には平成13年度と比べて5億8450万円の大きな減少となっていました。平成20年度以降は国の経済・雇用対策に伴う加算措置が行われており、平成22年度は平成13年度と比べて2898万円の減少にとどまっています。

また、特別交付税は平成 17 年度に合併に伴う包括措置分の加算により一時的に増加しましたが、国の総額は減少傾向が続いており平成 20 年度には平成 13 年度と比べて 1 億 1564 万円減少しました。平成 21 年度以降は国の経済・雇用対策に伴う加算措置が行われており、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 5931 万円の減少にとどまっています。

平成 22 年度の地方交付税は前年度より 3 億 3869 万円の大きな増加となりましたが、これは国の経済・雇用対策に伴う加算措置や経済対策補正予算分追加交付などの大幅増によるもので、今後長期的に見れば、国の経済・雇用対策加算措置の減や国勢調査人口の減、合併補正・合併算定替などの合併に伴う財政支援の終了により大きく減少することが避けられない状況です。

### 3 国・県支出金の推移



国・県支出金は

17 億 7587 万円

1 億 4529 万円の増

19 億 2116 万円

ただし、学校建設や経済対策、子ども手当など事業の実施に伴い大きく変動するため単純に総額では比較できない。

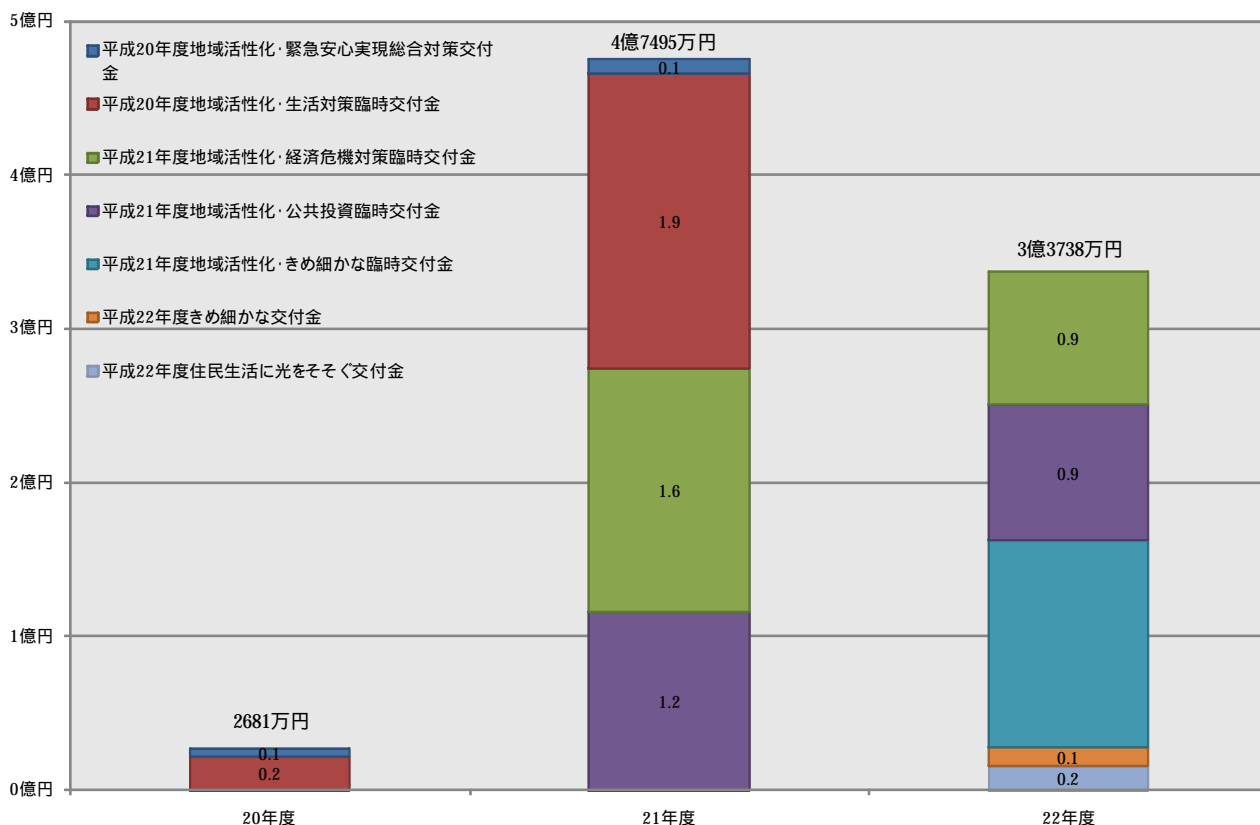
国・県支出金は、学校建設や経済対策、子ども手当など事業の実施に伴い大きく変動するため単純に総額では比較できませんが、三位一体の改革に伴い平成16年度から平成18年度までの3年間で保育所運営費負担金など約2億円の国・県支出金が削減されました。

平成20年度まで大きな増減が無かった国庫支出金は、平成21年度には笠田及び妙寺中学校の耐震補強工事や経済対策事業の実施、定額給付金の支給に伴い大きく増加し、平成22年度についても笠田及び渋田小学校の改築工事や経済対策事業の実施、子ども手当の支給に伴い大きな金額となっています。

県支出金は、事業の実施状況により大きく変動していますが、相対的には減少する傾向にあります。

今後は、国庫補助金等の一括交付金化など大きな制度変更や総額の削減が見込まれるため、大規模な事業の実施にあたっての財源確保については、恒常的に基金の積立を行うなど今まで以上に計画的な考慮を行う必要があります。

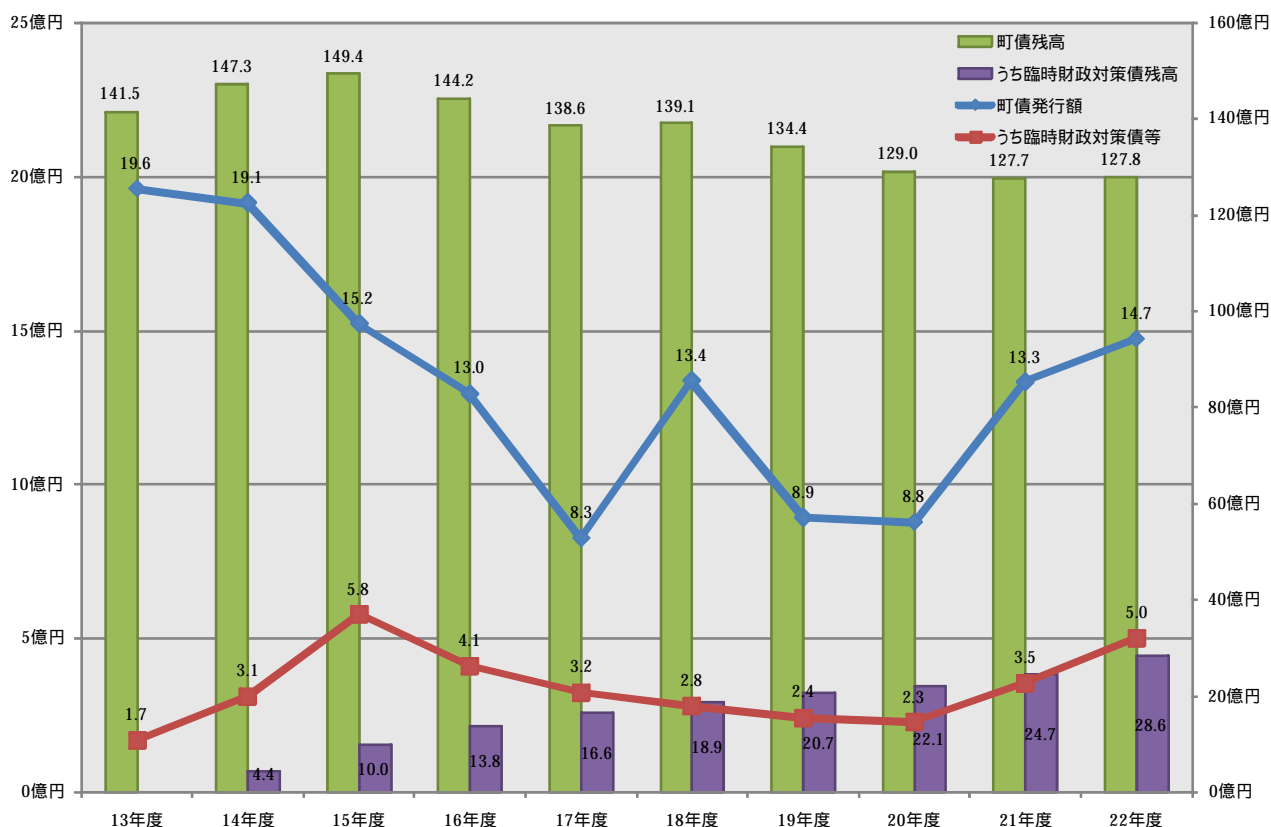
### 〈国の経済対策に伴う交付金〉



平成21年度及び平成22年度の国庫支出金が増加した理由の1つに国の経済対策があります。平成20年度以降の3年間で、国の経済対策により交付された交付金の総額は8億3915万円に上ります。

町では、この交付金を活用して、財源の問題により見送られていた事業を実施したり、次年度以降に予定していた事業を前倒して実施するなどしています。

## 4 町債の推移



### 町債残高は

141 億 4604 万円

13 億 6130 万円の減

127 億 8474 万円

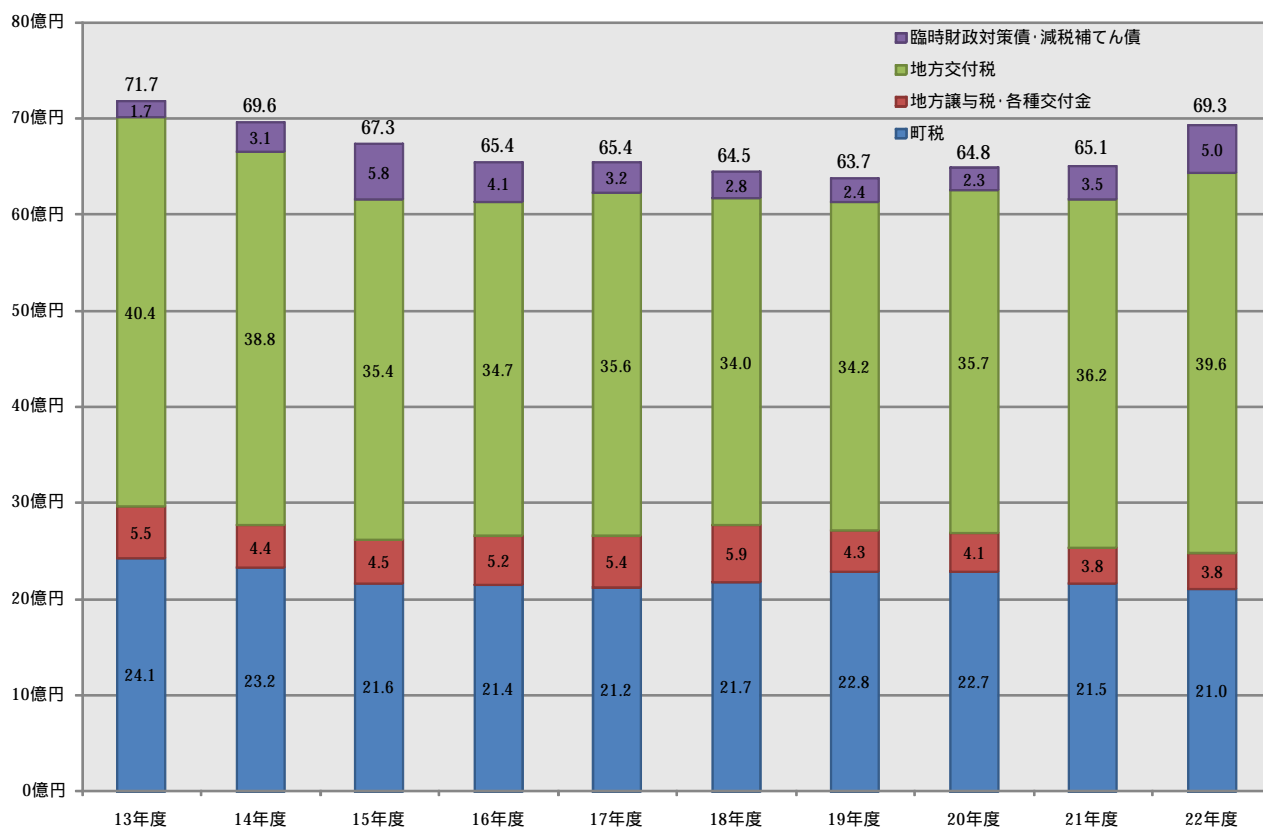
町債の発行額は、建設事業の実施状況に伴い大きく変動しますが、平成 17 年度の発行額は平成 13 年度と比べて 11 億 3500 万円の減少となっており、財政健全化のための発行額抑制により、平成 22 年度末の町債残高は平成 15 年度末と比べて 21 億 5272 万円の減少となっています。

平成 21 年度以降の発行額については、笠田及び妙寺中学校の耐震補強工事や笠田及び渋田小学校の改築工事の実施により増加していますが、平成 22 年度の発行額は平成 13 年度と比べて 4 億 8750 万円少なくなっています。しかし、地方交付税の財源不足を穴埋めするための臨時財政対策債の発行額は平成 16 年度以降減少していましたが、平成 21 年度以降は税収の減などに伴い再び増加しており、平成 22 年度末にはその残高が町債残高の 22.4% を占めています。この臨時財政対策債については、元利償還額の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されますが、現状では地方交付税の総額が不足していることから、普通交付税の交付対象とはされておらず、臨時財政対策債の発行で賄われており、将来に負担を先送りするものとなっています。

地方債の自由化とともに元利償還金の交付税算入が縮減される方向にあり、町債の発行にあたっては、その償還計画と財源の見込みを的確に立てるなど、より一層の計画性が必要となります。



## 5 一般財源等の推移



### 一般財源等は

71 億 7246 万円

2 億 4038 万円の減

69 億 3208 万円

町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、臨時財政対策債などの町が自由に使える一般財源等の収入は、人口の減や三位一体の改革に伴う地方交付税の見直しなどにより、平成 19 年度には平成 13 年度と比べて 6 年間で約 8 億円減少しました。

平成 20 年度からは、国の経済・雇用対策に伴う地方交付税の加算措置などにより増加しており、平成 22 年度の一般財源等収入は平成 13 年度と比べて 2 億 4038 万円の減少となっています。

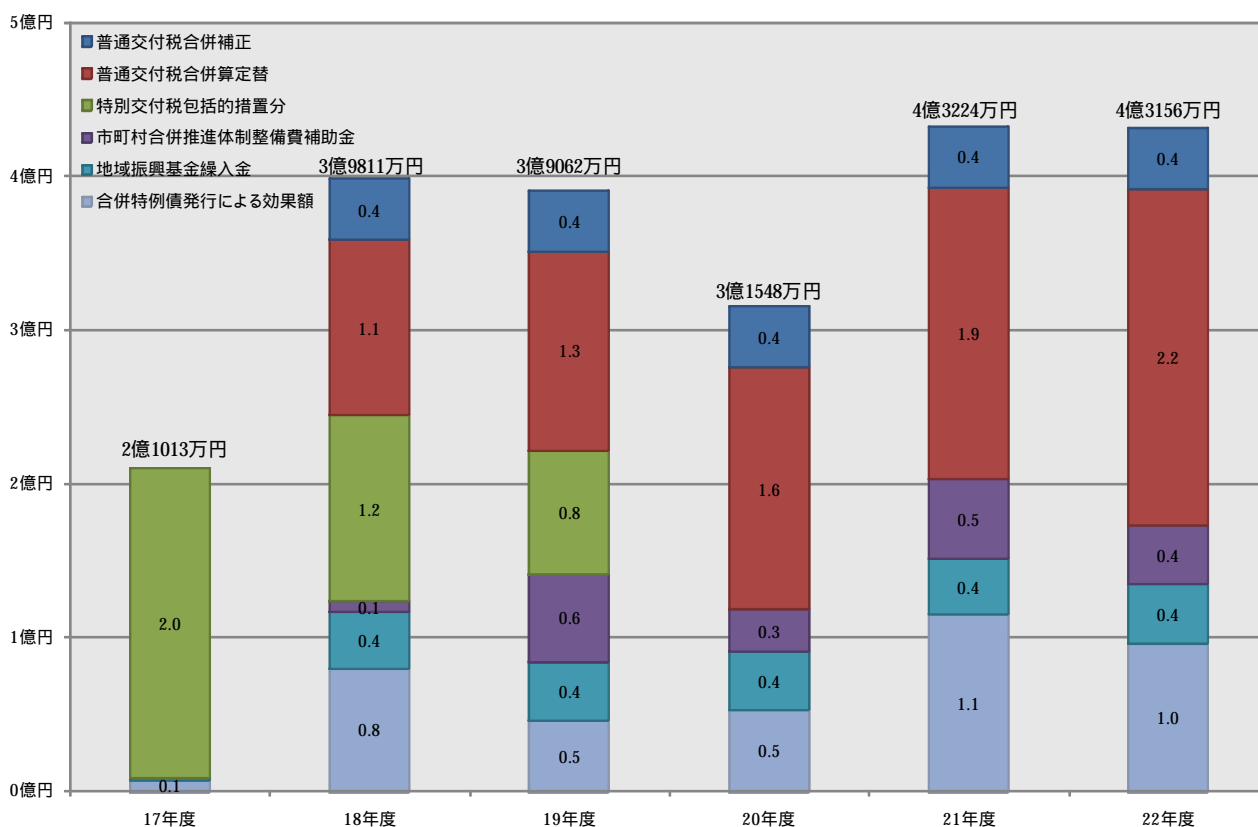
平成 22 年度の一般財源等の回復については、国の経済・雇用対策に伴う地方交付税の加算措置や経済対策補正予算追加交付などの大幅増によるもので、今後長期的に見れば、国の経済・雇用対策加算措置の減や国勢調査人口の減、合併補正・合併算定替などの合併に伴う財政支援の終了により大きく減少することが避けられない状況です。

## 6 合併に伴う財政支援

合併に伴う財政支援には、普通交付税合併補正(合併後 5 年間)、普通交付税合併算定替(合併後 10 年間、その後 5 年間で激変緩和措置により減少)、特別交付税包括的措置分(合併後 3 年間)、市町村合併推進体制整備費補助金(合併後 10 年間、総額 2 億 1000 万円)、地域振興基金(和歌山県市町村合併支援特例交付金 2 億円を原資に積立)、合併特例債(合併後 10 年間、発行上限額 58 億 2540 万円)などがあります。

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間に、町が受けた合併に伴う財政支援の累計額は 21 億 7814 万円に上ります。

(注) 合併特例債発行による効果額は、合併特例債を充当した場合とその他の地方債を充当した場合の当該年度一般財源の差額を算出したものです。後年度の元利償還金は考慮していません。



合併に伴う財政支援の総額は

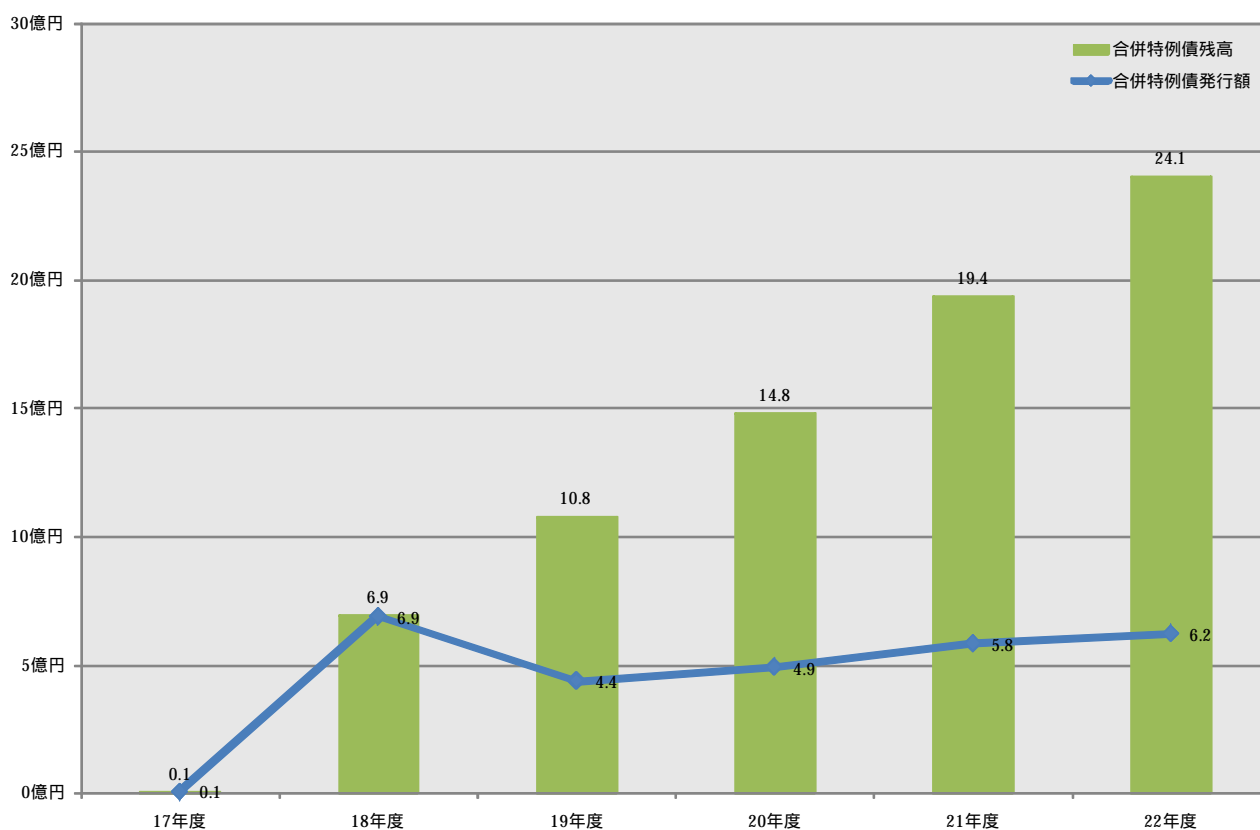
6 年間で

21 億 7814 万円

### 〈合併特例債の発行状況〉

平成 22 年度までに発行した合併特例債の総額は 28 億 2770 万円となっており、上限額 58 億 2540 万円の約 49%を発行しています。

また、平成 22 年度末の残高は 24 億 600 万円となっており、利息と合わせた今後の返済総額は 26 億 6157 万円です。



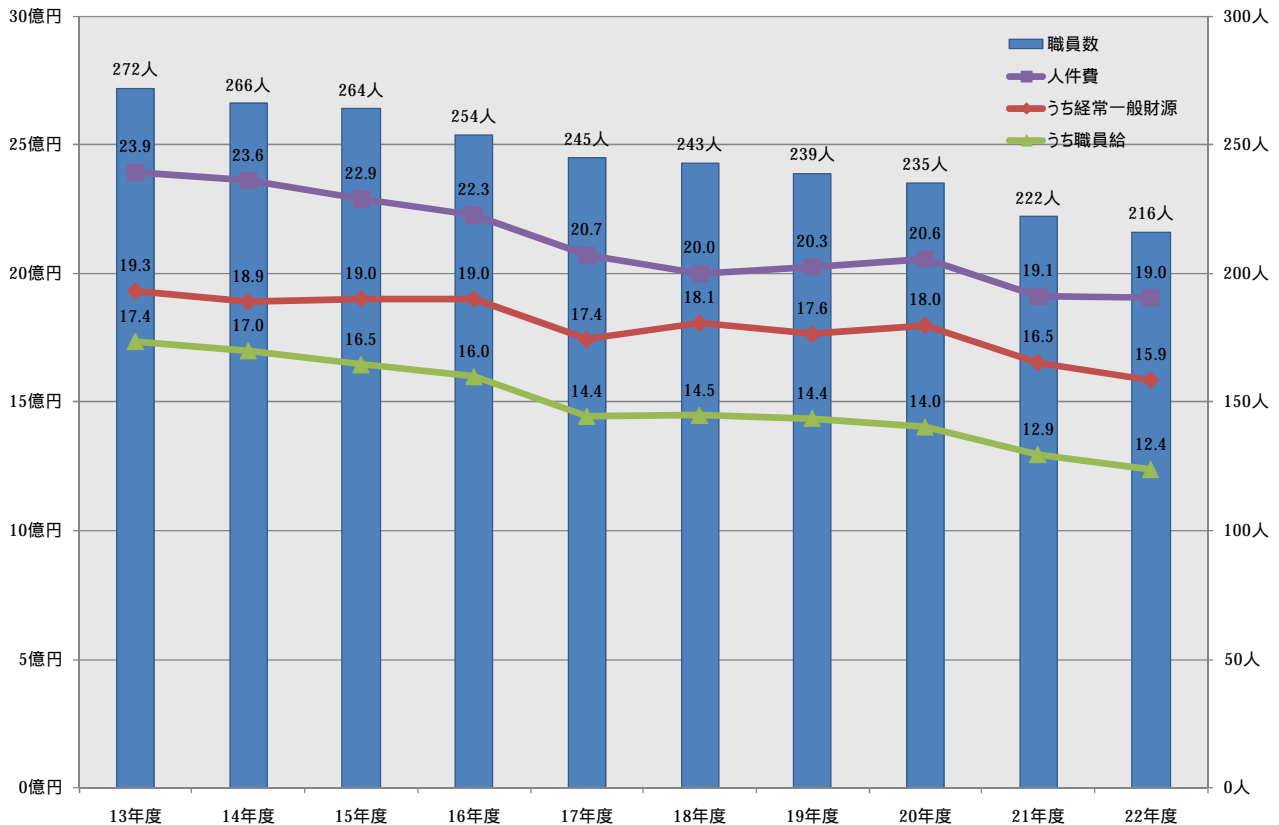
合併特例債の発行総額は

6 年間で **28 億 2770 万円**

上限額 58 億 2540 万円の残額は

**29 億 9770 万円**

## 7 人件費の推移



(注)職員数は普通会計の4月1日現在です。人件費には事業費支弁を含みます。

## 人件費の負担は

19億3250万円

3億4588万円の減

15億8662万円

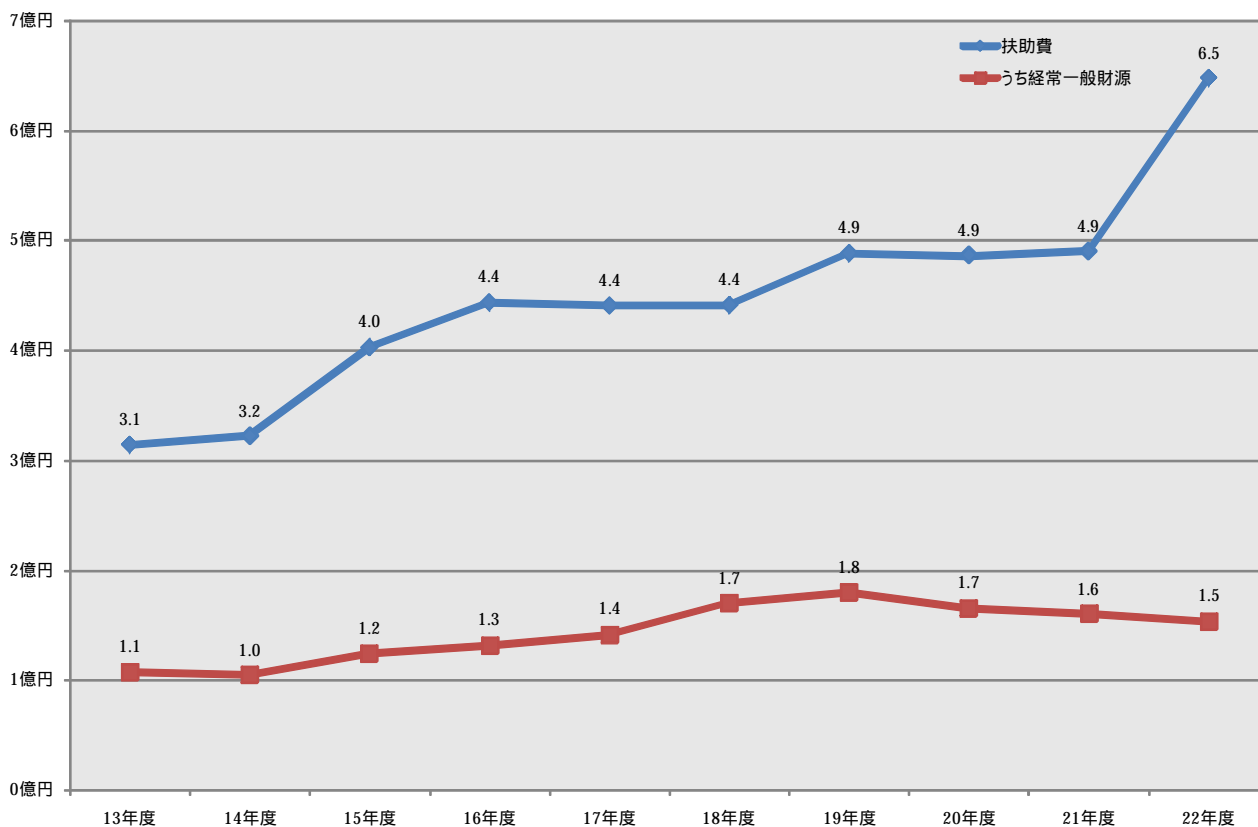
(経常一般財源の比較です)

一般職員適正化計画に基づき、採用の抑制による職員数の削減に努めており、平成22年4月1日現在の普通会計職員数は平成13年4月と比べて56人の減少、人件費の総額は平成22年度までの9年間で4億7492万円の大きな減少となっています。

また、人件費のうち経常的な一般財源の額は、平成22年度までの9年間で3億4588万円減少しています。

町税や地方交付税など一般財源等の減に対応するには、人件費を中心に経費の削減を図る他はなく、国勢調査人口の減や平成27年度以降の普通交付税合併算定替の減に対応するためには、今後も引き続き職員数の削減が避けられない状況です。

## 8 扶助費の推移



### 扶助費の負担は

1 億 830 万円

4569 万円の増

1 億 5399 万円

(経常一般財源の比較です)

医療費助成などの扶助費は、高齢化の進行や障害者自立支援法の施行などにより年々増加しており、平成 21 年度には平成 13 年度と比べて 1 億 7535 万円増加しています。

さらに、平成 22 年度は子ども手当の支給により前年度より 1 億 5725 万円増加しており、扶助費の決算額は平成 13 年度と比べると 9 年間で 3 億 3260 万円の増加となっています。

このうち経常的な費用にかかる一般財源の額は、子ども手当をはじめとして国・県支出金により措置されるものが多いことから、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 4569 万円の増加にとどまっています。

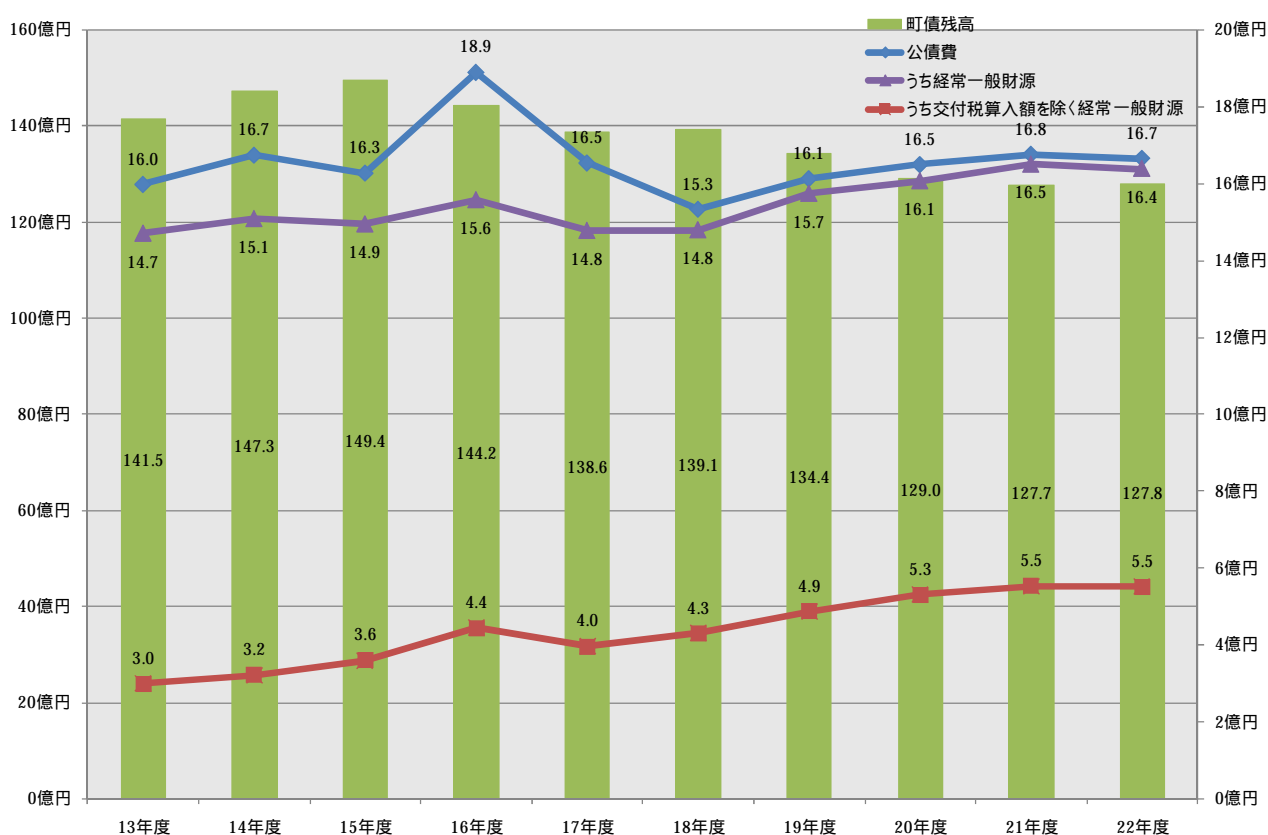
現在、国全体で少子高齢化が急速に進行しており、また町においても同様に高齢化が進む見込みであることから、扶助費は今後も増加を続けるものと思われます。

## 9 公債費の推移

人件費、扶助費と並び義務的経費の1つとされる公債費は、平成22年度には平成13年度と比べて6822万円増加しています。また、このうち経常的な一般財源の額は、平成22年度は平成13年度と比べて1億6882万円増加しています。

平成22年度末の残高については、財政健全化のための発行額の抑制や平成16年度から平成17年度に行った民間資金の繰上償還などにより、平成13年度末と比べると13億6130万円の減少、ピーク時の平成15年度末と比べると21億5272万円の減少となっています。

また、平成20年度から平成21年の2年間で公的資金の補償金免除繰上償還を実施しており、年利6%以上の旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金計9202万円を繰上償還し、このうち8740万円を民間資金に借り換えたことで、後年度の利子負担が約1700万円軽減される見込みとなっています。



### 公債費の負担は

14億6979万円

1億6882万円の増

16億3861万円

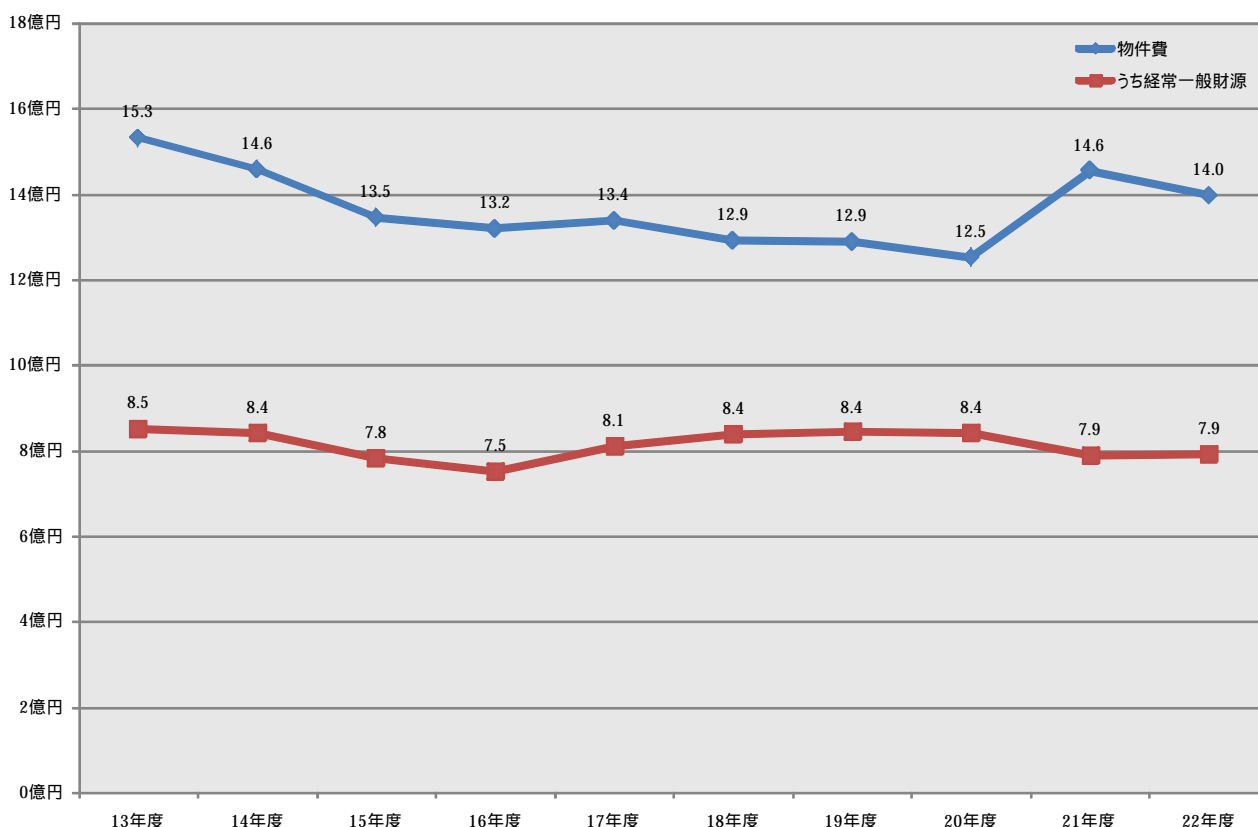
(経常一般財源の比較です)

町債残高は減少していますが、町の実質的な負担となる、普通交付税への算入額を除いた経常一般財源の額については、平成 14 年度以降に普通交付税への算入率が見直されたことなどにより、平成 22 年度には平成 13 年度と比べると 2 億 5305 万円の増加となっています。これに対して、発行額の抑制とともに平成 18 年度以降は多くの事業に合併特例債を活用しており、また平成 22 年度からは町全域が過疎地域となり過疎対策事業債の活用が可能となったため、今後は公債費のうち交付税算入額が増加し、町の負担額は減少するものと見込まれます。

しかし、景気の悪化により地方交付税の原資となる国税収入が不足している現状から見て地方交付税総額の増は期待できないため、交付税算入額が増加しても町に交付される地方交付税の総額が増加しないとすれば、自由に使える実質的な地方交付税の額は減少することになります。

また、地方債の自由化や国庫補助金等の一括交付金化などにより財源確保の手段として地方債の重要性が増すことが予想されており、今後も引き続き町債の発行にあたっては、的確な償還計画と財源の見込みを立てて計画的に行う必要があります。

## 10 物件費の推移



### 物件費の負担は

8 億 5124 万円

5813 万円の減

7 億 9311 万円

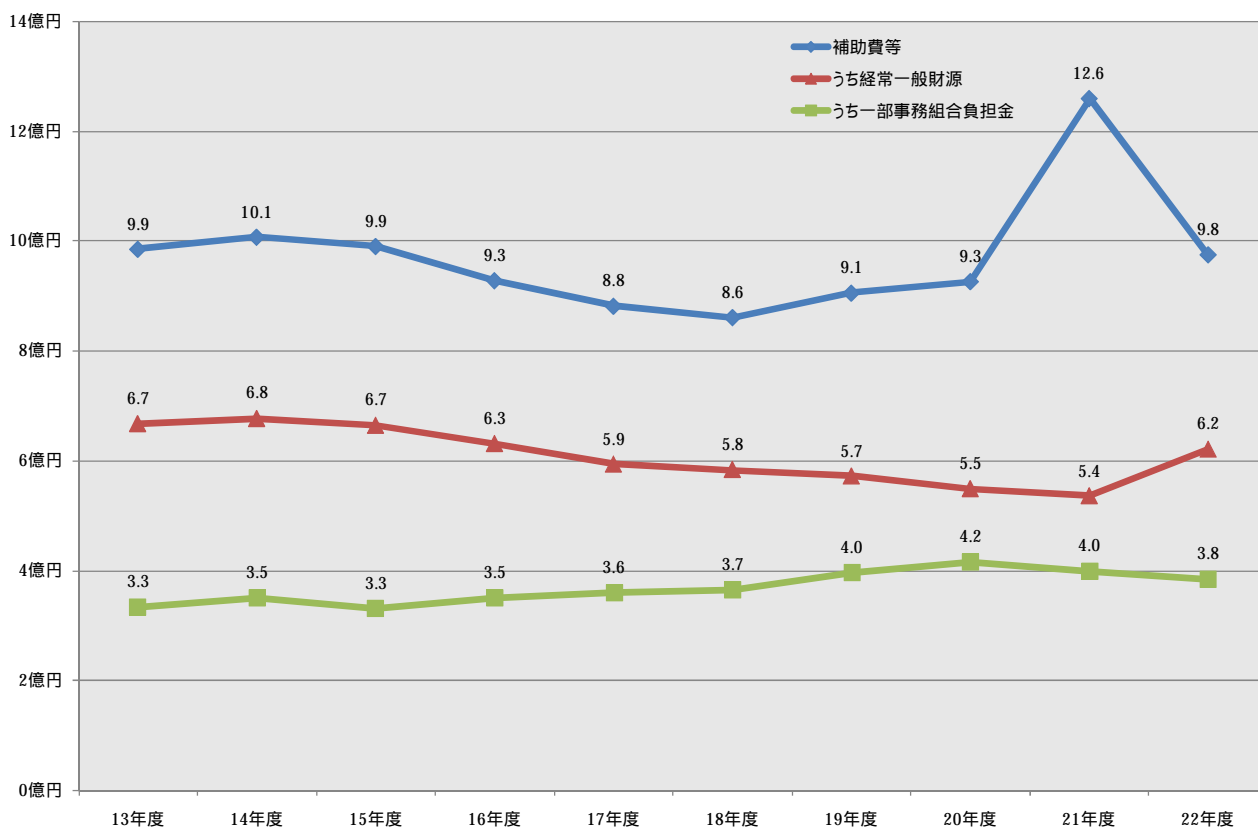
(経常一般財源の比較です)

物件費は、平成 20 年度には平成 13 年度と比べて 2 億 7785 万円の減少となっていますが、平成 21 年度及び平成 22 年度については経済対策に伴う小中学校備品の購入などにより一時的に大きく増加し、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 1 億 3404 万円の減少となっています。

このうち経常的な一般財源の額は、常に事務経費の削減に努めており、平成 16 年度以前は減少する傾向にありましたが、平成 17 年度は一般廃棄物の焼却を民間委託したことにより大きく増加しました。その後、平成 21 年度には広域ごみ処理場の稼働により焼却委託料が減少しており、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 5814 万円の減少となっています。

平成 17 年度以降は財政健全化計画に基づき内部事務経費の徹底した見直しと削減を行うことにより、経常的な物件費を抑制していますが、職員数の減少に伴い臨時職員賃金や業務委託料などが増加する傾向にあります。また、平成 24 年度以降で学校給食業務委託料や学校給食材料費などが大きく増加する見込みであり、引き続き経常経費の縮減に努める必要があります。

## 11 補助費等の推移



## 補助費等の負担は

6 億 6826 万円

4690 万円の減

6 億 2136 万円

(経常一般財源の比較です)



補助費等は、平成 18 年度には平成 13 年度と比べて 1 億 2420 万円の減少なっていますが、平成 19 年度以降は広域ごみ処理場建設に伴う橋本広域市町村圏組合負担金の増などにより増加に転じています。

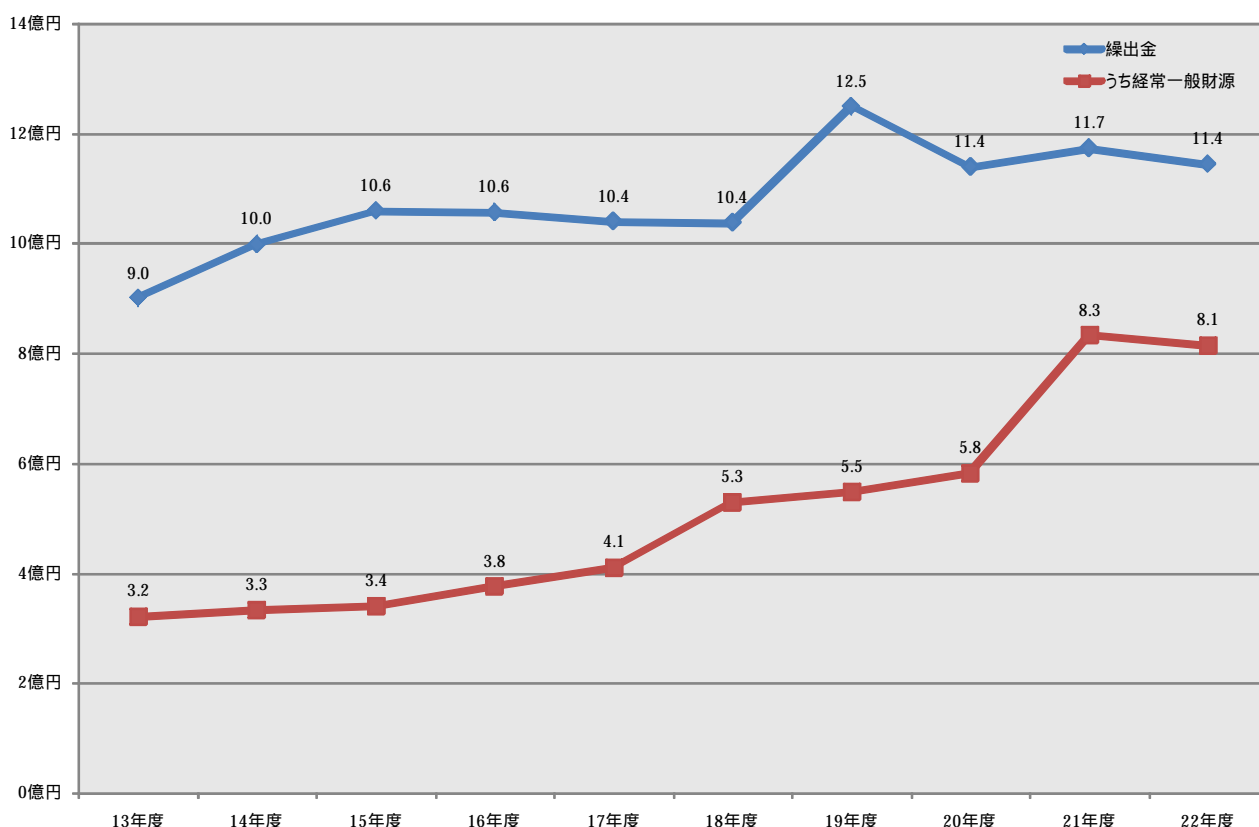
また、平成 21 年度には定額給付金の支給に伴い一時的に大きく増加しましたが、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 1014 万円の減少となっています。

補助費等のうち経常的な一般財源の額は、平成 15 年度以降は徐々に減少しており、平成 21 年度は平成 13 年度と比べて 1 億 3260 万円減少しました。

しかし、平成 22 年度については地方財政状況調査における一部事務組合負担金の取扱いが変更されたことや、和歌山県立医科大学附属紀北分院に対する地域医療体制整備促進事業補助金の支出により大きく増加した結果、平成 13 年度に比べて 4690 万円の減少にとどまっています。

平成 23 年度からは地域医療体制整備促進事業補助金が増加することとなり、今後も経常経費の縮減に努める必要があります。

## 12 繰出金の推移



## 繰出金の負担は

9 億 76 万円

2 億 4239 万円の増

11 億 4315 万円

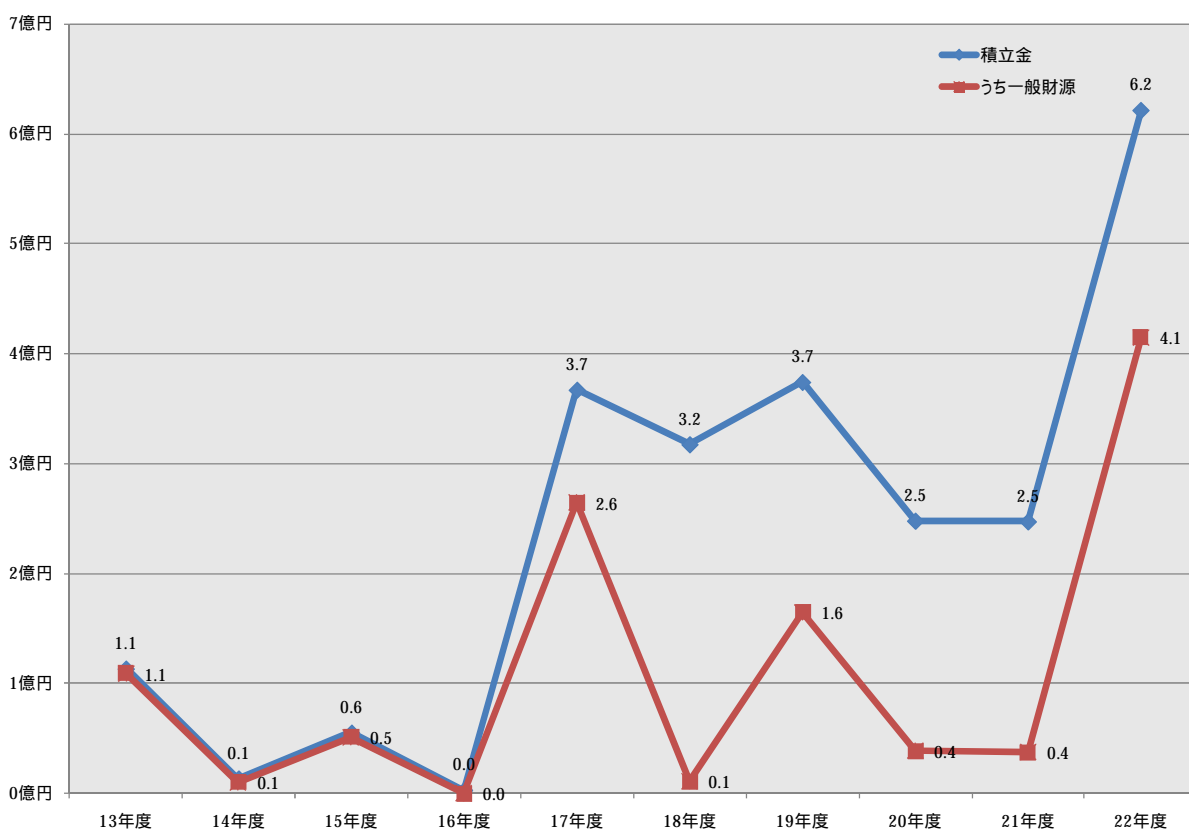
(決算額の比較です)

繰出金では、介護保険事業特別会計への繰出金が年々増加しており、また平成 20 年度には後期高齢者医療事業特別会計が新設されるなど増加する傾向にあり、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 2 億 4238 万円増加しています。なお、平成 19 年度については土地取得特別会計の廃止に伴う土地開発基金への繰出により一時的に大きく増加しています。

繰出金のうち経常的な一般財源の額は年々増加しており、平成 18 年度には下水道事業特別会計繰出基準の改正により、また平成 21 年度には地方財政状況調査における取扱いの変更などにより大きく増加し、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 4 億 9278 万円の増加となっています。

今後も高齢化の進行に伴う介護保険給付費や高齢者医療費の増大が見込まれており、特別会計への繰出金は増加を続けるものと思われます。

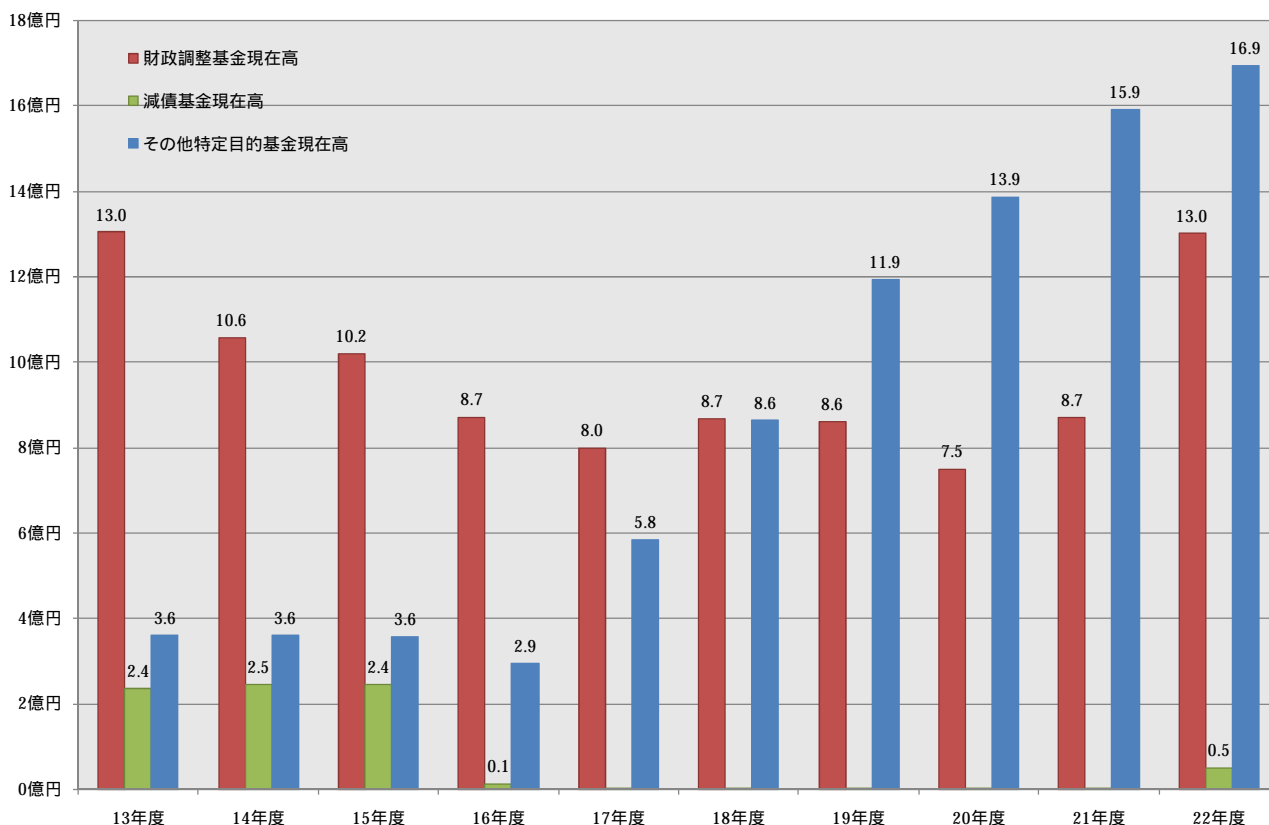
### 13 積立金の推移



平成 17 年度以降、小中学校の耐震化を計画的に進めるため、町有地売却収入などを原資に公立学校施設整備基金への積立を行っています。また、平成 17 年度から平成 22 年度までの 5 年間で合併特例債を原資にまちづくり基金 10 億 6600 万円を積み立てており、合併後の地域の振興に活用しています。

平成 22 年度については、経済対策に伴い地方交付税や臨時財政対策債が増額されたため、財政調整基金への積立が大きく増加しています。また、小中学校の耐震化に伴う町債残高や臨時財政対策債残高が増加するため、将来の償還に備えて臨時財政対策債発行額の 10%相当額を減債基金へ積み立てています。

## (積立基金残高の推移)



## 積立基金残高は

18 億 9949 万円

11 億 4685 万円の増

30 億 4634 万円

## うち財政調整基金及び減債基金の残高は

15 億 3916 万円

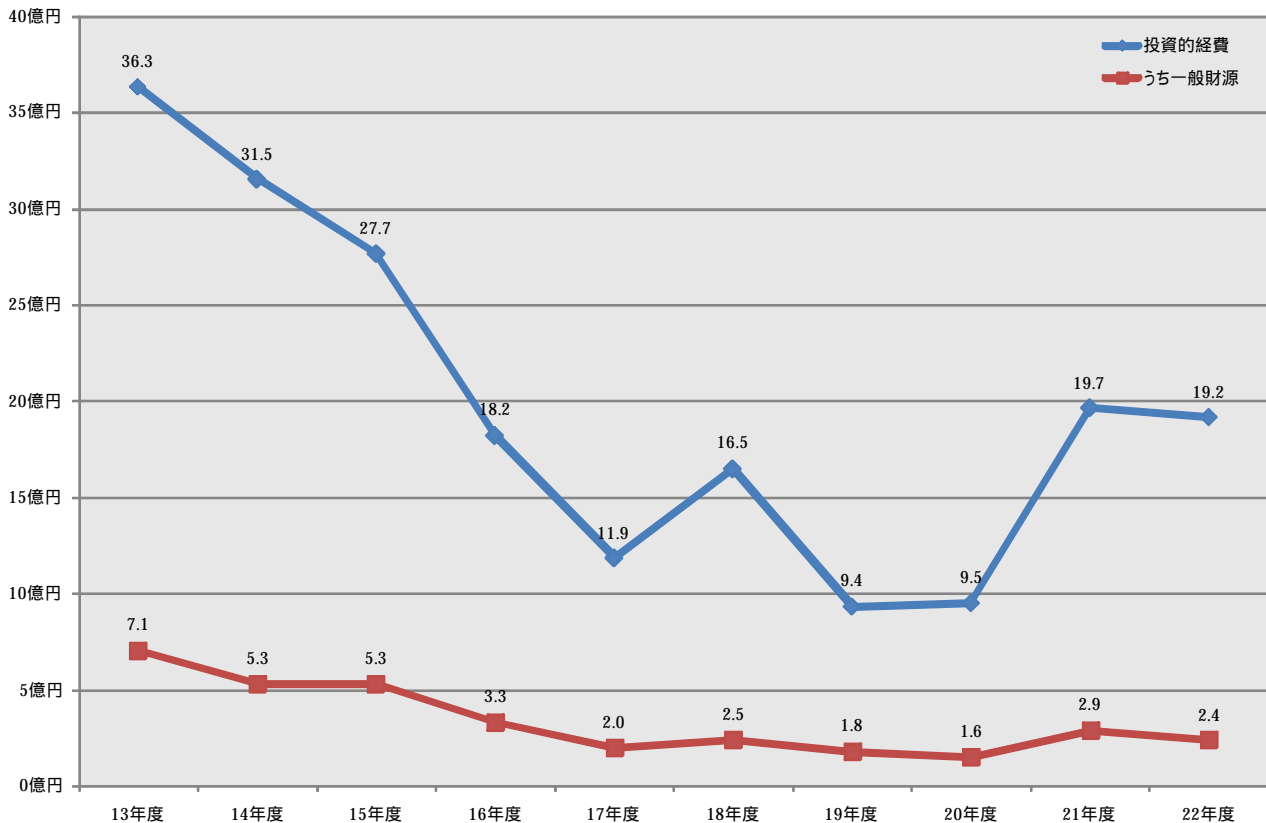
1 億 8756 万円の減

13 億 5160 万円

平成 22 年度末の積立基金残高合計は平成 13 年度末と比べて、11 億 4685 万円増加していますが、財政調整基金及び減債基金の残高は 1 億 8756 万円減少し、特定目的基金の残高が 13 億 3440 万円増加しています。

財政運営を安定的に行うためには、常に一定額以上の財政調整基金残高を確保する必要があり、また学校建設などの大規模な事業を計画的に行うためには特定目的基金による財源の確保が欠かせません。今後も、円滑な財政運営を行うため一定規模の基金残高の確保に努める必要があります。

## 14 投資的経費の推移



(注) 事業費支弁人件費を除く数値です。うち一般税源は、投資的経費に充当された一般財源から国庫支出金のうち地方財政状況調査において一般財源として取扱いすることとされているものを差し引いた額としています。

## 投資的経費の負担は

7 億 592 万円

4 億 6532 万円の減

2 億 4060 万円

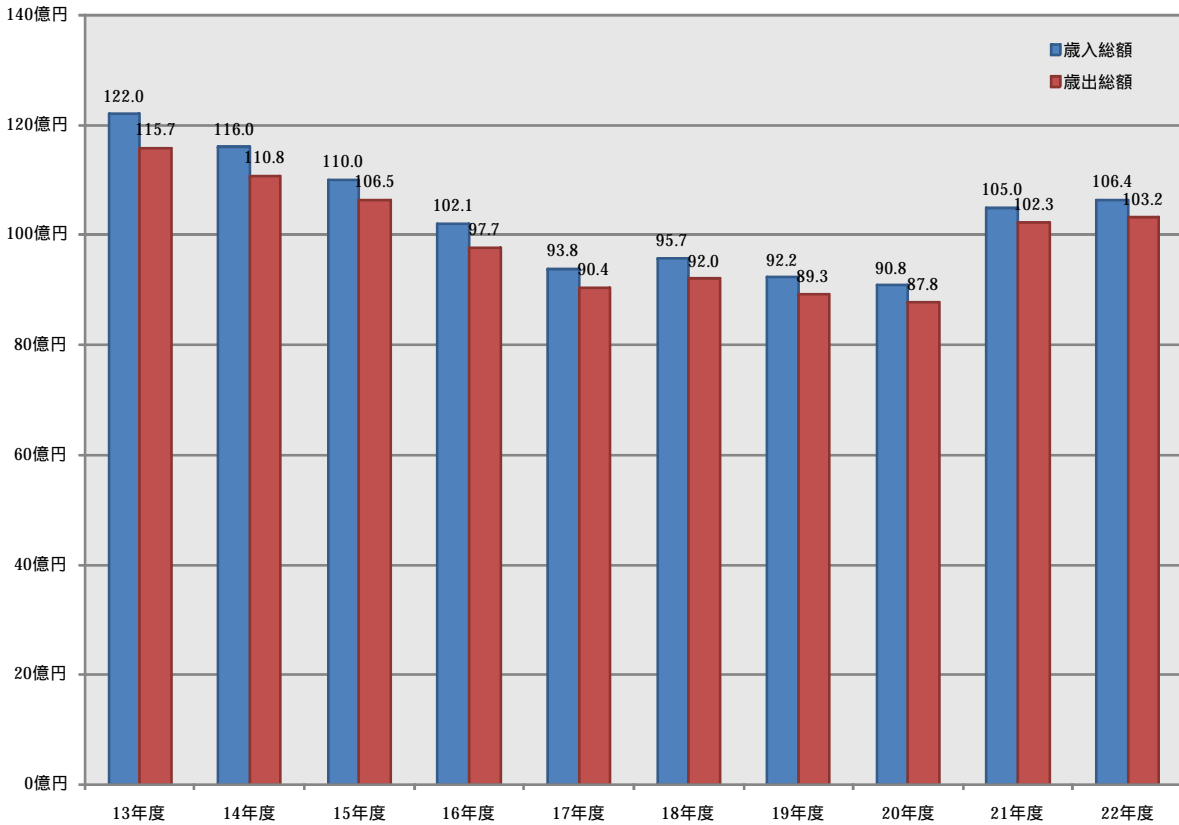
(一般財源の比較です)

国の財政構造改革や国と地方の三位一体の改革などに伴う一般財源等の減少に対処するため、平成 16 年度以降は新規事業を抑制するとともに、事業の延期・縮減による投資的経費の抑制を行って来ました。平成 20 年度の投資的経費は平成 13 年度と比べて 26 億 7916 万円減少しています。また、平成 20 年度の一般財源の額は事業費の縮小と合併特例債の活用などにより 5 億 5027 万円の減少となっています。

平成 21 年度以降は笠田及び妙寺中学校の耐震補強工事や笠田及び渋田小学校の改築工事、経済対策事業の実施により投資的経費が大きく増加していますが、合併特例債や過疎対策事業債、経済対策交付金などの活用により一般財源負担を抑制しており、平成 22 年度は平成 13 年度と比べて 4 億 6532 万円の減少となっています。また、平成 22 年度から平成 24 年度まで計画している小学校改築工事の一般財源負担については公立学校施設整備基金の取り崩しにより賄うものとしています。

今後、国庫補助金等の一括交付金化、地方債の自由化・交付税算入の見直しなどが予定されており、建設事業の計画にあたっては財源の確保、公債費の償還、施設の維持管理などこれまで以上に入念に検討する必要があります。特に一括交付金制度が導入される建設事業の実施にあたっては、財源確保のための目的基金の積立や公債費償還財源確保のための減債基金の積立などが必要となります。

## 15 歳入歳出総額の推移



### 歳入総額は

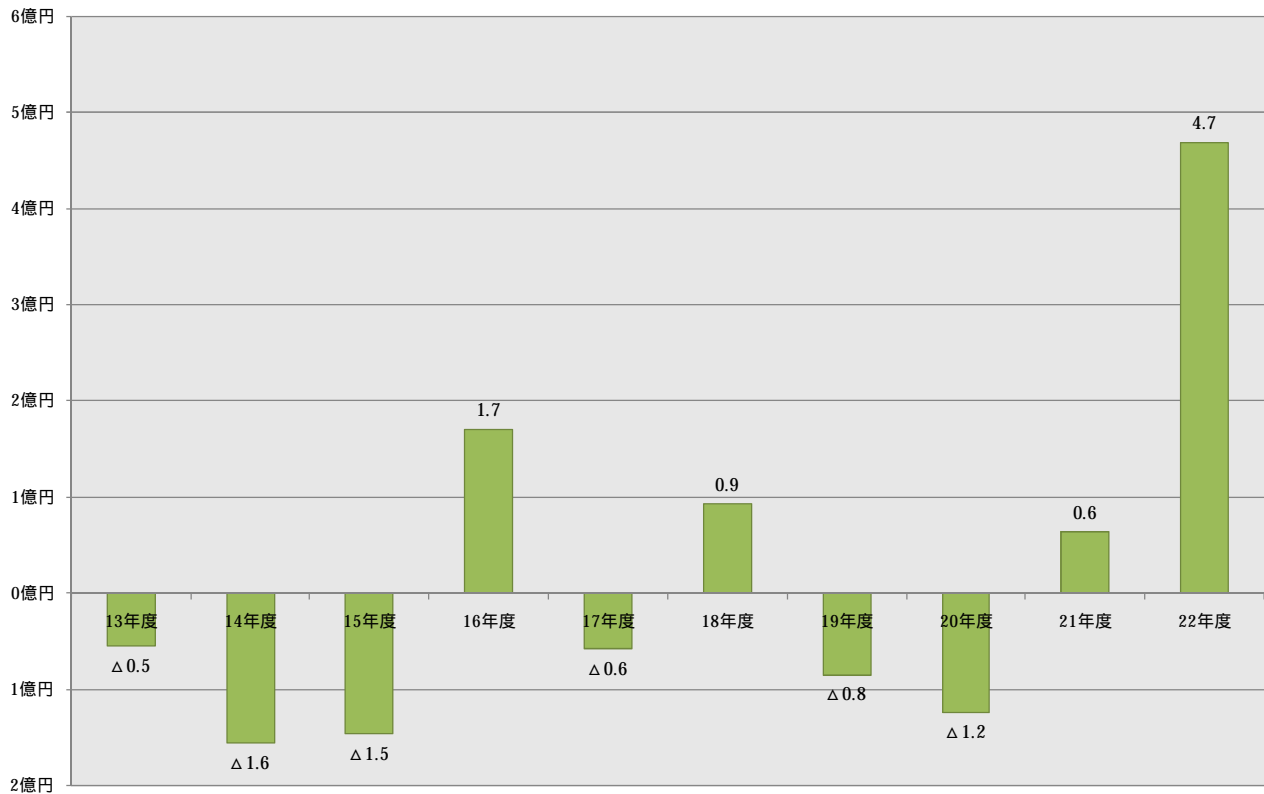
121 億 9693 万円  $\xrightarrow{15 \text{ 億 } 5725 \text{ 万円の減}}$  106 億 3968 万円

### 歳出総額は

115 億 7480 万円  $\xrightarrow{12 \text{ 億 } 5183 \text{ 万円の減}}$  103 億 2297 万円

歳入総額では町税・地方交付税・県支出金・町債が減少しています。また、歳出総額では人件費・物件費・投資的経費が減少しています。平成 21 年度以降は、中学校耐震補強工事や小学校改築工事、経済対策事業などの実施により増加しています。

## 16 収支の状況



(注) 地方財政状況調査における実質単年度収支に、地方財政法に基づく歳計剰余金処分による財政調整基金積立金を加えた数値です。

## 過去 10 年間の実質的な収支は

**1 億 7289 万円の黒字**

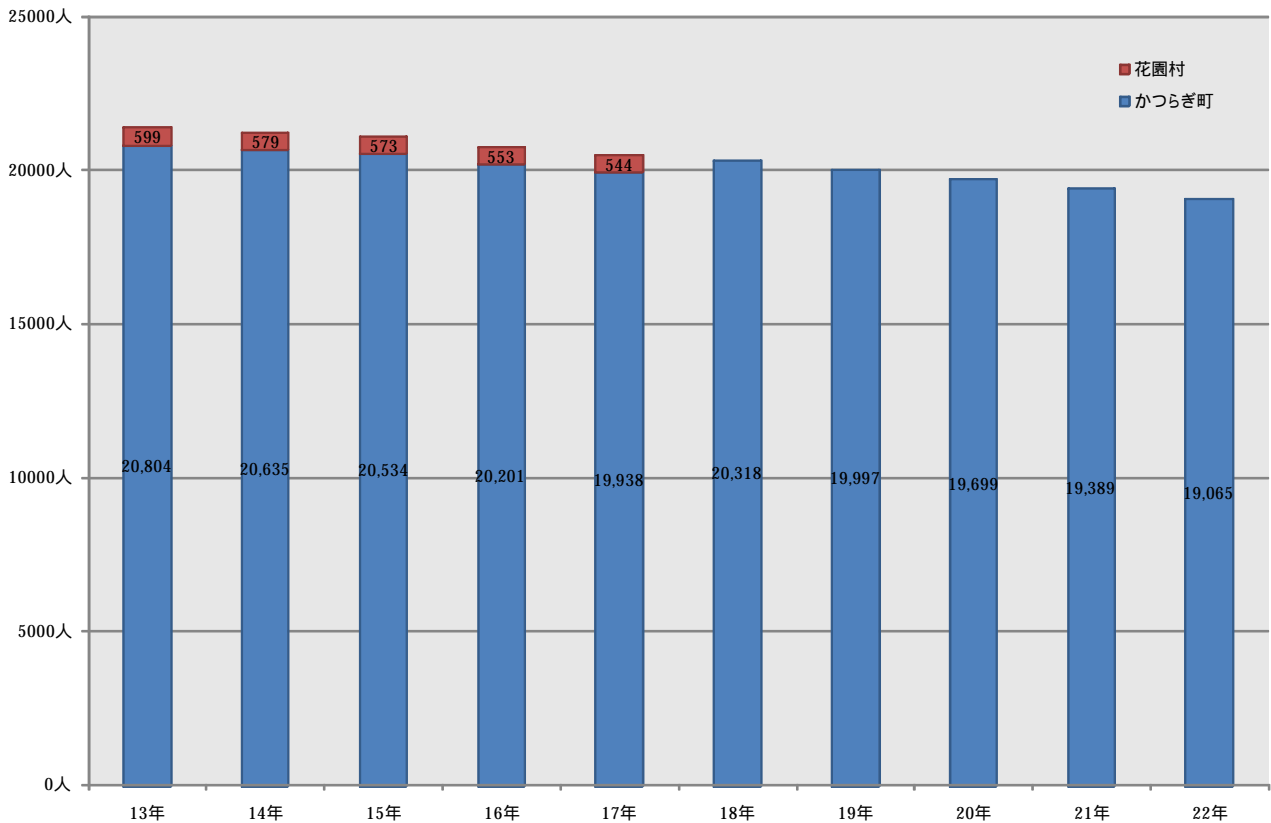
(平成 13 年度から平成 22 年度までの実質的な単年度収支の合計です)

平成 15 年度まで 3 年連続して赤字であった実質的な単年度収支は、平成 16 年度以降黒字と赤字を繰り返しています。

平成 22 年度については、国の経済・雇用対策に伴う地方交付税の加算措置や補正予算分追加交付、臨時財政対策債の増、過疎対策事業債ソフト分の新設、経済対策交付金の活用などにより大きく黒字となりました。

平成 23 年度以降は、国の経済・雇用対策が時限措置であることや国勢調査人口の減や合併による財政支援の減などに伴い財源が減少するとともに、学校給食の実施や高齢化の進行に伴い歳出が増加するため黒字額の減少が予想されます。

## 17 人口の推移



(注) 各年3月末の住民基本台帳登録人口です。

## 住民基本台帳人口は



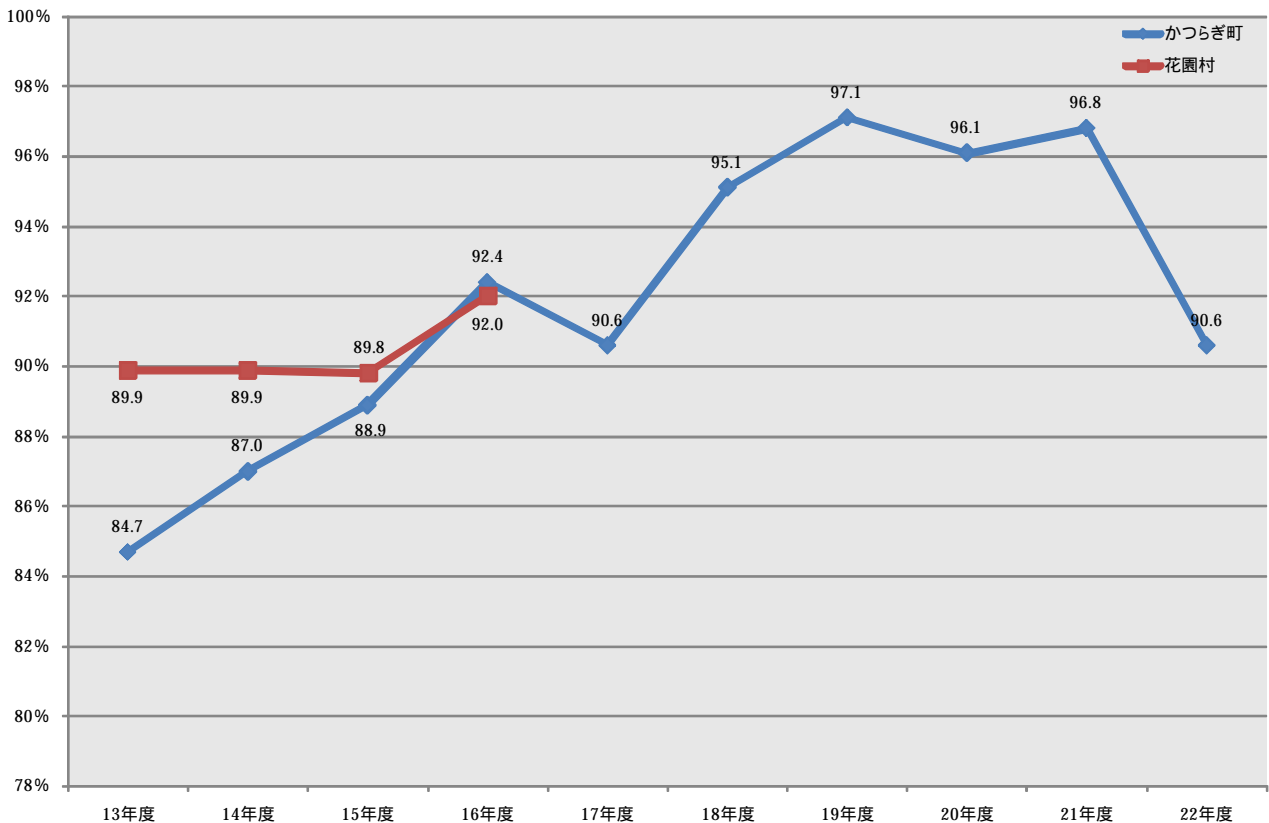
人口の増減が、市町村が財政運営に用いる税収入や地方交付税などの財源に与える影響は非常に大きいものがあります。

住民基本台帳人口については、平均して年間300人を超える人口の減少が続いており、過疎化が進んでいます。

また、平成22年国勢調査人口は18,230人となり、前に行われた平成17年の調査結果19,670人と比べると5年間で1,440人、7.3%減少しており、平成12年の調査結果20,945人と比べると10年間で2,715人、13.0%の人口減少となりました。

平成23年3月末の65歳以上高齢人口比率は31.6%で、和歌山県内30市町村中10番目の高さとなっています。平成18年3月は28.4%、平成13年3月は25.0%で、高齢化が進んでいます。

## 18 経常収支比率の推移



### 経常収支比率は

84.7%

5.9%の上昇

90.6%

(かつらぎ町の比較です)

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、町税や地方交付税など一般財源等の減と公債費や繰出金など経常経費の負担増により年々上昇する傾向にあります。

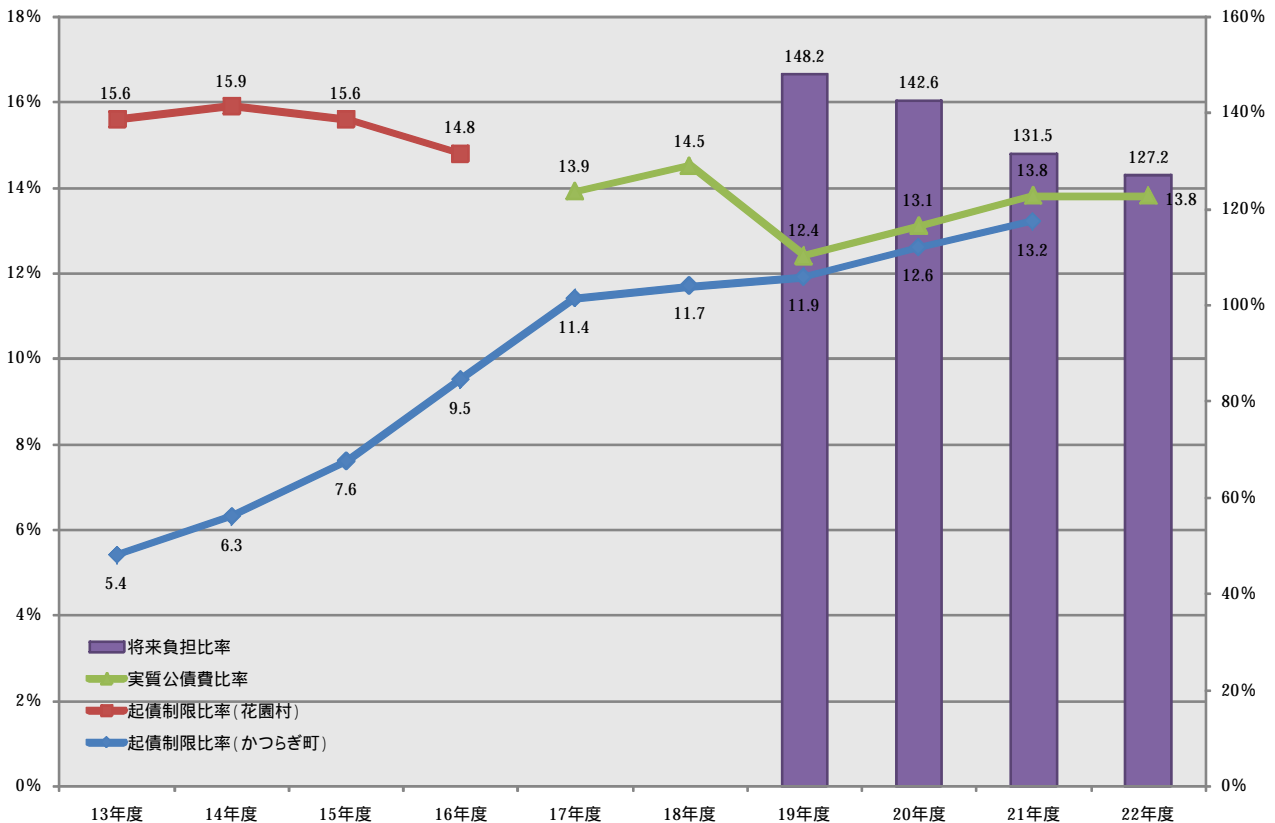
平成 17 年度には財政健全化対策の成果により低下しましたが、その後再び上昇し平成 19 年度は平成 13 年度より 12.4% 上昇、過去最高の 97.1% に達しました。

平成 20 年度以降は国の経済・雇用対策に伴う地方交付税や臨時財政対策債の増と人件費の減によりやや低下しており、平成 22 年度は国の経済対策に伴う一般財源等の大幅増により大きく低下しました。

国の経済・雇用対策が時限措置であることや、国勢調査人口の減や合併による財政支援の減などに伴い財源が減少するとともに、学校給食の実施や高齢化の進行に伴い、今後は再び上昇することが予想されます。



## 19 実質公債費比率等の推移



(注) 起債制限比率は平成 22 年度地方財政状況調査において廃止されました。実質公債費比率は平成 17 年度から、将来負担比率は平成 19 年度から算定が始まっています。

標準的な財政規模に占める公債費の負担割合を表す起債制限比率は、平成 15 年度以前に実施した事業にかかる元利償還金の増や平成 14 年度発行債から元利償還金に対する交付税算入率が引き下げられたことなどにより年々上昇を続けています。

また、公営企業会計や一部事務組合等に対する公債費負担を含めて算定する実質公債費比率については、平成 19 年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、算定方法が一部改正されたため低下しましたが、平成 20 年度以降再び上昇を続けています。

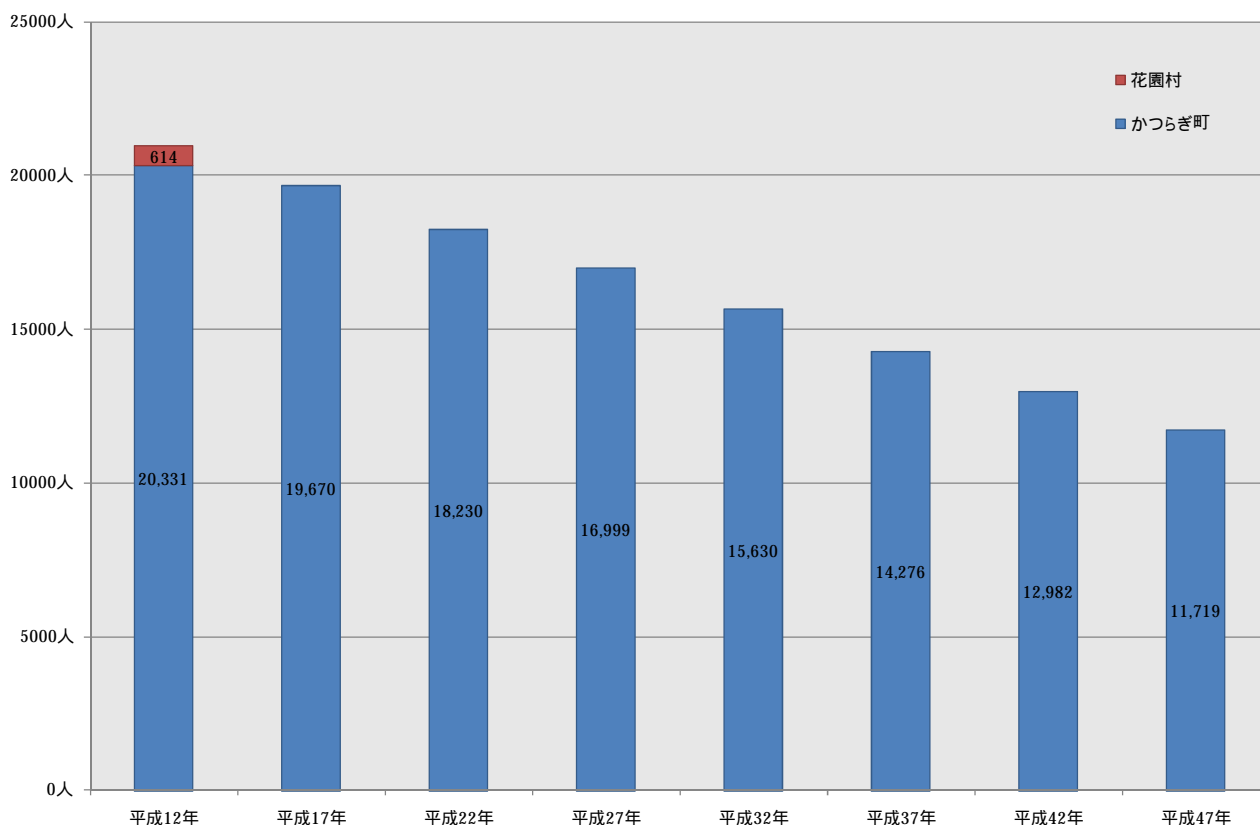
平成 17 年度からは新規発行債の抑制に努めるとともに、平成 18 年度以降は町道の改良、小中学校の整備など多くの事業に合併特例債を活用しており、また平成 22 年度からは町全域が過疎地域となり過疎対策事業債の活用が可能となったため、実質公債費比率は今後低下するものと見込まれます。

町債や退職手当、債務負担行為額に基づく支出など、町が将来負担しなければならない実質的な負債の比率を表す将来負担比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により算定が始まった平成 19 年度以降年々減少しています。これは職員数の削減により退職手当負担見込額が減少していることや新規発行債の抑制により町債残高が減少していることによるものです。今後も比率の増減に注視しつつ、将来負担の抑制に努める必要があります。

## 第2 財政の見通し

### 1 人口の減少

#### (総人口)



(注)平成12年から平成22年は国勢調査人口、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所作成の「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)によります。

### 10年後の見込人口は

18,230人

2,600人の減

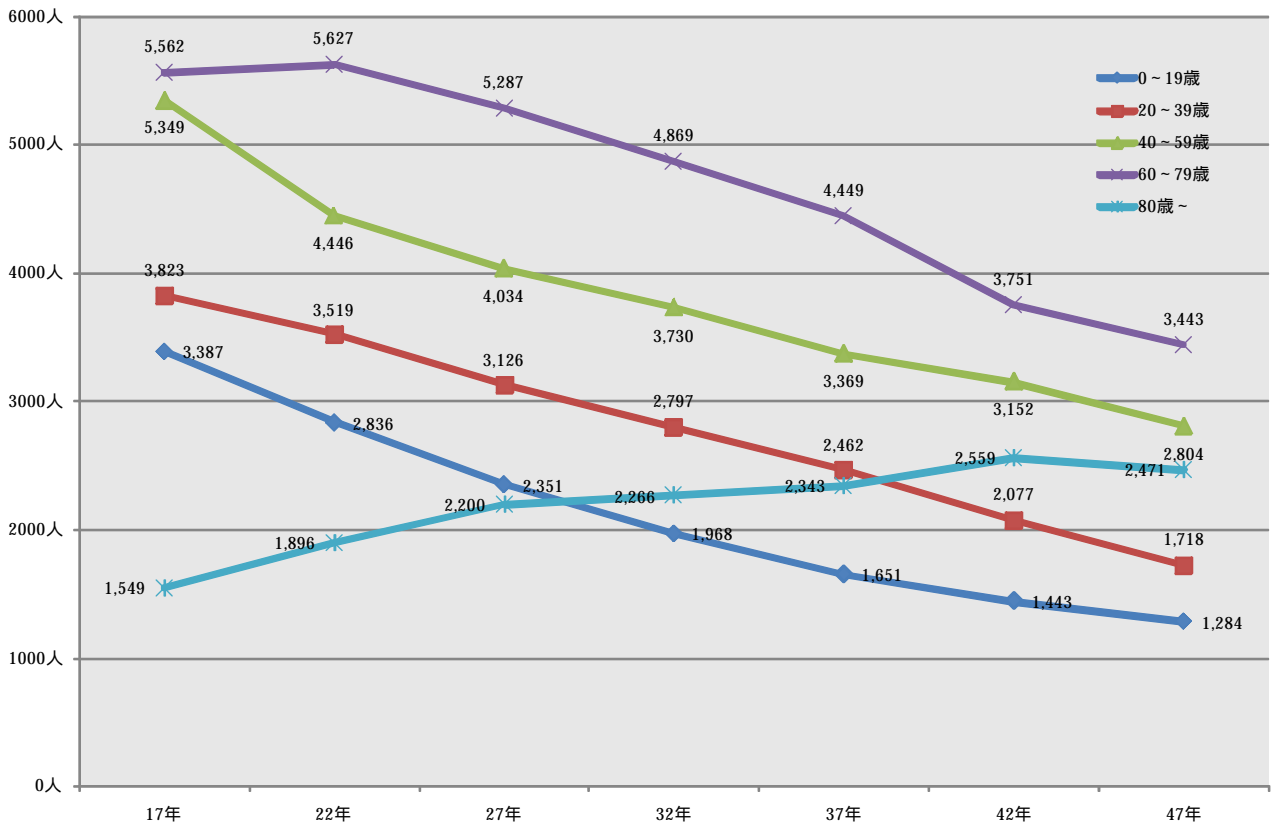
15,630人

(平成22年度国勢調査人口と平成32年度推計人口の比較です)

国勢調査人口は平成22年までの10年間で2,715人減少しました。少子高齢化の進行に伴い今後も人口の減少が続く見込であり、平成32年度までの10年間で2,600人、平成42年度までの20年間では5,248人減少し、平成47年の人口は11,719人に減少する見込みとされています。

このまま人口が減少し過疎化が続くと、町税・地方交付税など財源の減少はもちろんのこと、地域社会において様々な悪影響が生じることが予測されます。

## (年齢階層別人口)

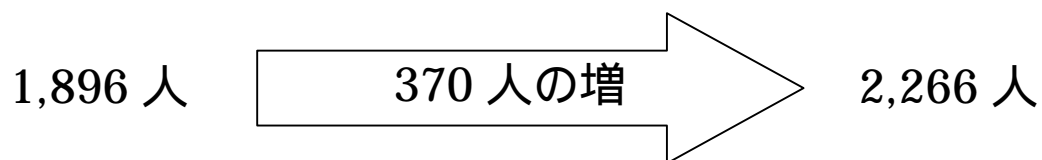


(注) 国立社会保障・人口問題研究所作成の「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月推計) によります。平成 22 年については推計人口です。端数処理の関係で各年の総人口とは一致しません。

### 10 年後の 20 歳未満人口は



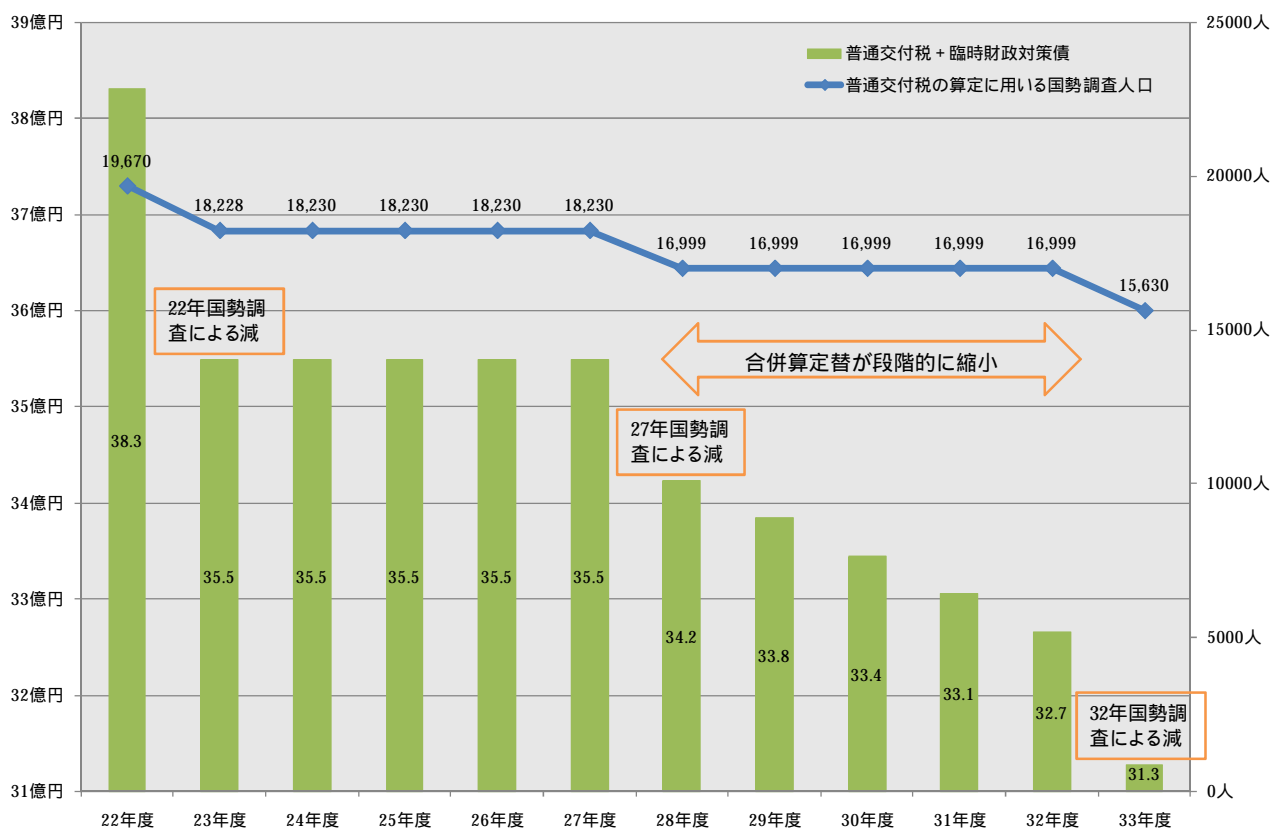
### 10 年後の 80 歳以上人口は



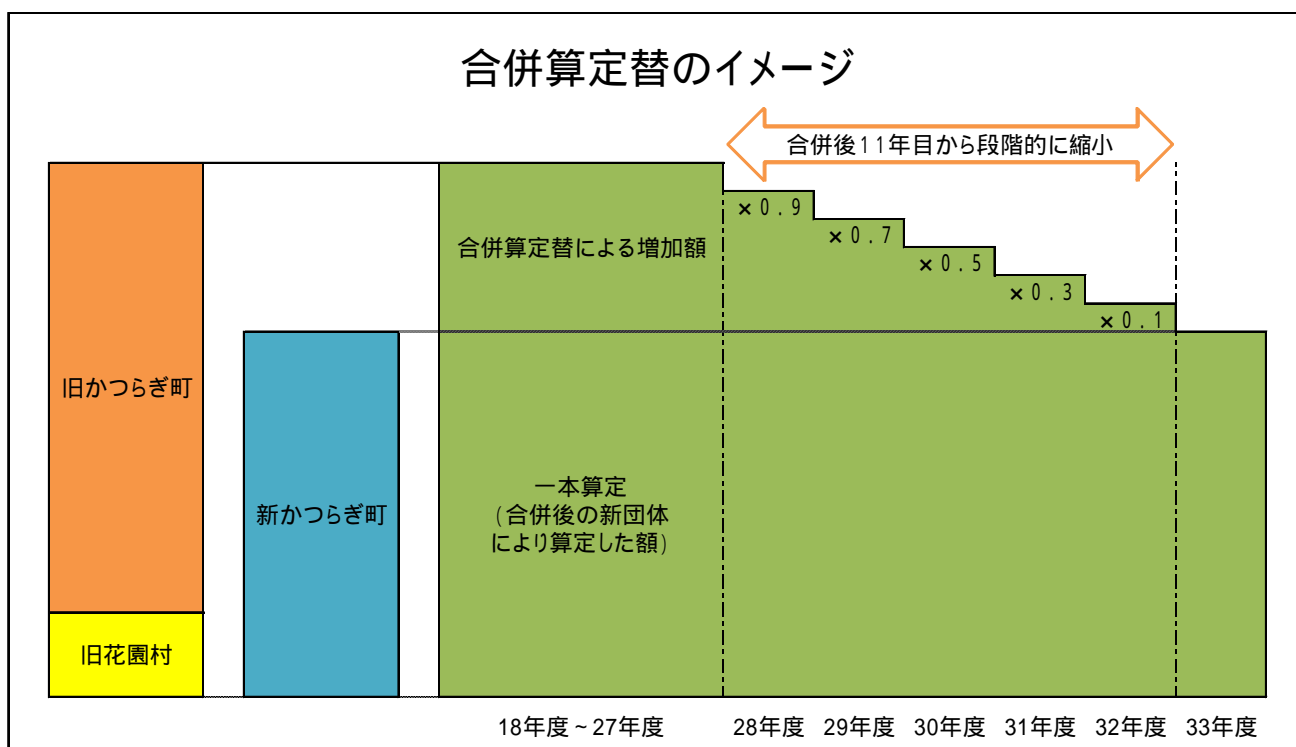
20 歳刻みの年齢階層別推計人口においては、80 歳以上人口を除くすべての階層で人口が減少する見込みとなっています。最も減少率が高いのは 0~19 歳までの人口で平成 22 年から平成 32 年までの 10 年間で 868 人・30.6% 減少、20~39 歳までの人口は 10 年間で 722 人・20.5% 減少する見込みとなっています。これに対し 80 歳以上の人口は 10 年間で 370 人・19.5% 増加する見込みとなっています。

少子化に伴う人口の減少と高齢化の進行が顕著に表れた推計となっており、町の活力低下が懸念されます。

## 2 普通交付税及び臨時財政対策債の減少



(注) 平成 23 年度の人口は国勢調査速報値です。平成 24 年度以降、人口減少の影響と合併算定替の縮小を除き平成 23 年度と同額と仮定しています。実際の算定においては、その他の要因により増減が生じます。



(注) 普通交付税と臨時財政対策債の合計額を表しています。

## 人口減の影響と合併算定替の終了により 10 年後の普通交付税と臨時財政対策債は

4 億 2000 万円の減

(平成 23 年度決定額と平成 33 年度見込額の比較です)

### (人口減の影響)

普通交付税及び臨時財政対策債はその大部分が国勢調査人口を基にして算定されており、人口の増減によって金額が左右されます。

平成 22 年国勢調査人口が反映された平成 23 年度の地方交付税及び臨時財政対策債の合計額は前年度と比べて大きく減少しており、このうち人口の減少 1442 人による影響額は 1 億 2478 万円となっています。

また、平成 27 年推計人口の減少 1229 人により試算した平成 28 年度見込額への影響は 1 億 567 万円、平成 32 年推計人口の減少 1330 人により試算した平成 33 年度見込額への影響は 1 億 1887 万円となっており、平成 23 年度から平成 33 年度までの 10 年間で 2 億 2000 万円を超える一般財源の減少が見込まれます。

### (合併算定替の終了)

市町村合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるので、一般的には基準財政需要額が減少し、地方交付税額も減少すると考えられます。

しかし、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、旧合併特例法においては、合併後 10 ヶ年間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないようにして、合併により交付税上不利益を被ることのないよう配慮されます。これを「合併算定替」といいます。これに対して、一本算定とは、市町村が合併した場合に、その合併後の団体について普通交付税の算定を行うことをいいます。

町では合併翌年度の平成 18 年度から合併算定替の適用を受けており、平成 23 年度の普通交付税算定における合併算定替による増加額は 1 億 9642 万円となっています。

平成 24 年度以降の普通交付税及び臨時財政対策債の額を平成 23 年度と同額と仮定すると、平成 28 年度から平成 33 年度にかけて段階的に約 2 億円一般財源の減少が見込まれます。

人口減の影響と合併算定替の終了を合わせると、平成 33 年度までの 10 年間で約 4 億 2000 万円もの一般財源が減少することになります。

### 3 収支の見通し

#### (1) 試算の前提条件

今後の収支状況について、一定の条件のもとに推計したものであり、現行の制度や行政組織のもと、各種行政サービスを現在のような水準で継続した場合の財政収支の状況を試算したもので、地方財政状況調査に基づく普通会計による試算としています。

#### ア 人口

将来推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月推計)を使用しています。

#### イ 歳入歳出全般

人件費、公債費及び投資的経費を除き、平成 20 年度から平成 22 年度の決算額を基礎として算出しています。ただし、法改正や単年度限りの事業などの特殊な要因がある場合には平成 22 年度決算額又は平成 23 年度以降の見込額を使用しています。また、人口により増減すると考えられるものについては、将来推計人口の増減率を基にして算出しています。

#### ウ 歳入

(ア)町税のうち個人町民税については将来推計人口の減少を加味して試算し、その他の税目については、平成 25 年度以降の増減が無いものとして試算しました。

(イ)地方交付税については、平成 24 年度の見込額を基礎として、平成 25 年度以降は事業費補正分及び公債費を除き基準財政需要額の増減が無いものとして試算しました。

(ウ)投資的経費にかかる国県支出金・町債等の特定財源は、歳出に連動して算出しています。ただし、町債のうち臨時財政対策債については、平成 24 年度の見込額を据え置きとしています。

#### エ 歳出

##### (ア)人件費

一般職について、平成 25 年度以降は前年度退職者の 100%を採用するものとして算出しています。

##### (イ)公債費

平成 22 年度以前発行債の償還計画表と、平成 23 年度以降に予定している個々の事業ごとの償還計画表を作成して合算しています。

##### (ウ)投資的経費

毎年度実施すると想定される事業については、過去数年間の平均値を基に事業費を算出し、平成 24 年度以降は一定額を計上しています。また、災害復旧事業費については、平成 24 年度の予算額を据え置きとしています。

その他の事業については、現在予定している事業計画に沿って実施するとした場合の、今後 5 か年間の見込みを計上しています。

## (2) 収支見通し

平成25年度以降の地方交付税及び臨時財政対策債が全く減額されないと仮定した場合の収支見通しは次のようになります。

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町 税	2,097	2,134	2,065	2,049	2,034	2,018
地 方 交 付 税	3,955	3,700	3,757	3,760	3,785	3,809
国 県 支 出 金	1,921	2,628	1,440	1,106	999	994
地 方 債	1,473	2,390	1,354	1,493	1,613	1,814
そ の 他	1,194	2,438	2,175	2,077	2,006	1,951
歳入総額	10,640	13,290	10,791	10,485	10,437	10,586

歳出

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
義 務 的 経 費	4,123	4,012	3,823	3,802	3,797	3,701
人 件 費	1,810	1,702	1,605	1,627	1,663	1,594
扶 助 費	647	681	654	650	646	642
公 債 費	1,666	1,629	1,564	1,525	1,488	1,465
投 資 的 経 費	2,017	4,098	1,885	1,626	1,628	1,898
そ の 他	4,183	4,842	4,774	4,748	4,710	4,680
歳出総額	10,323	12,952	10,482	10,176	10,135	10,279

収支

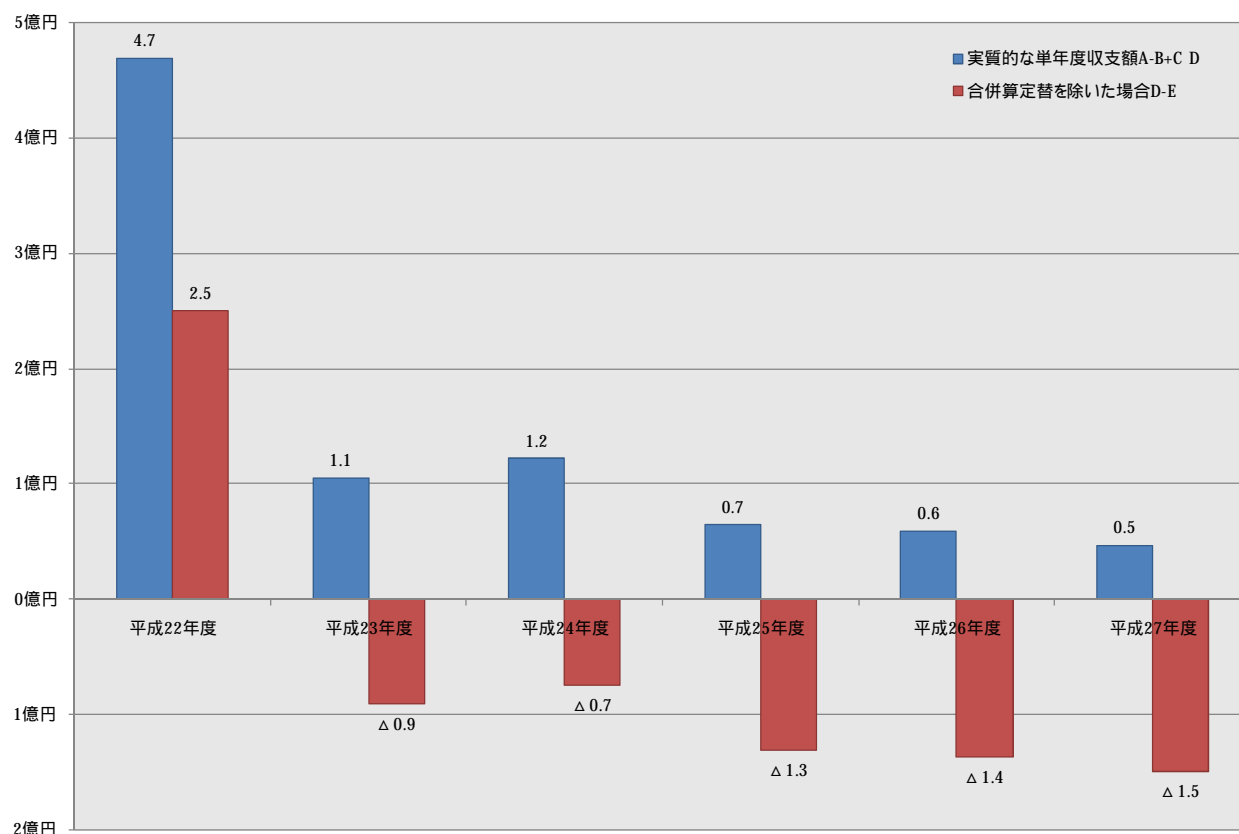
(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入歳出差引額	317	338	309	309	302	307
実質収支額	244	338	309	309	302	307
単年度収支額A	38	94	29	0	7	5
財政調整基金取崩額B	0	110	20	90	90	110
財政調整基金積立額C	431	121	171	155	156	152
実質的な単年度収支額A-B+C D	469	105	122	65	59	47
合併算定替による増加額E	219	196	196	196	196	196
合併算定替を除いた場合D-E	250	91	74	131	137	149
財政調整基金の残高	1,301	1,312	1,463	1,528	1,594	1,636

(注) 財政調整基金積立額 C には、予算に計上されない歳計剰余金処分による積立額を含みます。

町税・地方交付税・臨時財政対策債など一般財源の合計が平成24年度の水準で維持されると仮定した場合、実質的な単年度収支額は平成27年度まで黒字が続く見込みとなりますが、この収支見通しは一つの見方であり、今後の状況によって実際の収支が大きく変動することがあります。

## (実質的な単年度収支額)



この試算では、歳入歳出差引額を基に算出した単年度収支額から財政調整基金の取崩額を控除し、同基金への積立額を加算したものを、当該年度の実質的な単年度収支額と表しています。

平成22年度の実質的な単年度収支額は、国の経済対策・雇用対策に伴う交付金や地方交付税などの増額により大きく黒字となりました。

しかし、平成23年度は新たな経済対策が無かったことや国勢調査人口の減少に伴う地方交付税及び臨時財政対策債への影響により、単年度収支額が前年度に比べて大きく減少する見込みです。

この試算では、平成23年度から平成27年度までの5年間は実質的な単年度収支額が1億円前後の黒字で推移する見込みとなっています。

ただし、27・28ページで記載したとおり、平成18年度以降平成27年度までの10年間は、合併算定替の適用により普通交付税及び臨時財政対策債が増額されているため、この合併算定替による増加額を除いた場合の実質的な単年度収支額は、平成23年度以降赤字の見込みとなります。



## 財政健全化計画

平成 28 年度以降、合併算定替の終了と人口減に伴う地方交付税及び臨時財政対策債の減少は避けられない状況です。また、国と地方の長期債務残高の推移から見て、長期的にはより以上の地方交付税の減額が予測されます。

収入の減少に対応し、将来にわたって持続が可能な行財政運営を行うためには、今後も歳入の確保・歳出の改革を徹底し、引き続き財政の健全化を進めていく必要があります。

平成 16 年度から行っている財政健全化対策を継続して行うとともに、かつらぎ町行政改革実施計画書に基づく行政改革と連携しながら、さらに長期的な視点に立った対策を進めることにより、住民サービスの維持と次代に向けたまちづくりの財源確保に取り組みます。

### 〈計画期間〉

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

### 〈目標とする財政指標等〉

経常収支比率を 90%以下に抑制

(平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 か年平均 95.1%、平成 22 年度 90.6%)

実質公債費比率を 13%以下に抑制

(平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 か年平均 13.3%、平成 22 年度 13.8%)

将来負担比率を 130%以下に抑制

(平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 か年平均 137.4%、平成 22 年度 127.2%)

普通会計人件費のうち経常一般財源を 14 億円以下に削減

(平成 22 年度決算額 15 億 8662 万円)

普通会計町債残高を 140 億円以下に抑制

(平成 22 年度末残高 127 億 8474 万円)

財政調整基金の残高は少なくとも標準財政規模の 15%以上(約 9 億円)を確保

(平成 22 年度末残高 13 億 120 万円、平成 22 年度標準財政規模 61 億 2199 万円の 21%)

### 〈財政健全化対策〉

#### 1 内部事務経費の徹底した削減

市町村合併に伴う財政支援措置の終了や人口減により見込まれる財源の減少に対応し、住民サービスを維持するために、人件費を含めた内部事務経費について徹底した見直しと削減を行います。また、これにより次代に向けたまちづくりのための財源を確保します。

## (1)人件費の見直し

### ア 定員管理の適正化

町では、平成16年10月に一般職員適正化計画を策定して、平成18年4月までの2年間で退職勧奨の実施や採用の凍結により15人、総数の5.1%を減員するなど、職員数の削減に努めてきました。

また、平成17年10月には花園村と合併し、これに伴って平成18年2月に一般職員定員適正化計画の見直しを行い、平成18年4月から平成22年4月までに31人、総数の11.2%を減員しました。

#### 一般職員適正化計画（17年度～22年度）に対する実績

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数（4月1日現在）		278人	278人	274人	269人	253人	247人
前 年 度 比 較				4人	5人	16人	6人
内 訳	前年度退職者	（定年退職）	3人	6人	7人	14人	5人
		（中途退職）		2人	4人	8人	9人
	新規採用者		3人	4人	6人	6人	8人

平成17年10月1日合併につき、平成17年度は合併時の職員数となります。

今後も合併算定替の終了や人口減の影響に備えて行政組織のスリム化を図るとともに世代間の断層を生まないため、計画的な定員管理に取り組みます。

#### 一般職員適正化計画（23年度～27年度）平成23年4月1日現在

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
職員数（4月1日現在）		247人	238人	236人	230人	226人	217人	
前 年 度 比 較		6人	9人	2人	6人	4人	9人	
内 訳	前年度退職者	（定年退職）	5人	7人	7人	11人	9人	14人
		（中途退職）	9人	15人				
	新規採用者	8人	13人	5人	5人	5人	5人	

平成22年度は基準年度となります。

「中途退職」は未定のため「0」としてしています。

事務処理の改善や協業体制の強化、民間委託の活用、公共施設の統廃合などにより採用を抑制し、平成27年4月までの5年間で30人、総数に対して12%以上の削減を行います。

### イ 給与の適正化

職員数の削減とあわせて、特別職給与の減額や職員手当の見直しなどにより人件費総額の抑制を図るとともに、国の公務員制度改革や人事院勧告等を踏まえて、勤務成績に基づく昇給制度の充実など人事給与制度の適正化に取り組みます。

## (2) 物件費の見直し

事務用品や光熱水費、通信運搬費等の節減を徹底し、コスト意識を保ちながら物件費の抑制に努めます。また、公共施設の管理運営を点検し、運営の効率化や維持管理費の節減を図ります。

## (3) 補助費等の見直し

報償費にかかる支払基準の明確化や補助金負担金の目的・効果の検討などにより補助費等の抑制に努めます。

## (4) 繰出金の見直し

繰出基準の明確化や会計ごとの収支計画・改善計画の作成により繰出金の抑制に努めます。

## 2 事務事業の見直し

内部努力によりコスト削減を図るとともに、時代のニーズに合わせて、費用対効果や行政の責任範囲を再検討し、公平性に配慮して事務事業を見直し、事業の選択と重点化を行います。また、民間活力の活用による行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、民間委託を積極的に導入します。

### (1) 事務事業の整理合理化

自律型・成果主義の予算編成や各種事務処理の改善、行政評価システムを活用した事務事業の見直しなどにより経費の削減に努めます。

### (2) 民間委託の推進

公共施設の管理運営について、各施設の目的や現状に応じた最適な運営形態を検証し、業務委託の推進や指定管理者制度の導入により、効率的な運営と住民サービスの向上に努めます。

### (3) 補助金等の整理合理化

各種団体補助金やイベント補助金等について、交付基準の明確化を図るとともに、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等の観点から見直しに努めます。

## 3 投資的経費の見直し

道路などの社会資本の整備水準を検討した上で、投資的経費充当一般財源の削減とともに、投資の重点化を行います。また、実質公債費比率等の財政指標を注視しながら、将来の公債費負担を抑制します。

### (1) 投資的経費の抑制

毎年度事業計画のヒアリングを実施し、新規事業を制限するとともに緊急度・費用対効果の検討による事業の見直しを行い、投資的経費総額の抑制を図ります。また、防災体制の整備や保育・教育施設の整備、産業の振興など社会的ニーズが高い事業への重点化を行います。

### (2) 建設コストの削減

施工管理の効率化や設計の審査、資材補助の活用などにより一層のコスト削減に努めます。

## 4 後年度負担の抑制

過去の事業実施における問題点を検証し、ランニングコストを含めた将来負担を試算することにより、計画的に後年度負担の抑制を図ります。

### (1) 公債費の抑制

新規発行債の制限に努めるとともに、後年度負担を伴う事業の実施にあたっては、具体的な償還計画を立てた上で計画的に行います。また、後年度の償還に備えて、臨時財政対策債の10%相当額を減債基金に積み立てます。

### (2) 債務負担行為の抑制

新規債務負担行為を要する事業を制限し、後年度負担額の軽減に努めます。

### (3) 維持管理経費の抑制

事業の計画にあたっては、ランニングコストを含めた将来負担を試算した上で、その必要性や効果などを検討します。

## 5 財源の確保

自主財源の根幹である町税収入の確保と、受益の対価である負担金・使用料・手数料等の適正な負担の観点に立った見直しを図ります。

### (1) 税収等の確保

課税客体や課税標準額の的確な把握、徴収体制の整備や滞納処分の強化による徴収率の向上など、収入の確保に努めます。

### (2) 受益者負担の適正化

コストの算定や適正負担の検討により、負担金・使用料・手数料等の見直しに努めます。

### (3) 町有財産の売却

資産台帳の整備を進め、遊休土地の洗い出しと早期処分に努めます。また、不要物品についても売却を検討します。

### (4) 基金の活用

学校整備等の円滑な事業実施を行うため、計画的に特定目的基金の確保に努めます。また、必要に応じて特定目的基金を取り崩して事業財源に充てていきます。

## 6 公営企業の健全化

経営の現状を検証し、長期的な計画の下で基準外繰出の解消と健全な経営に努めます。

### (1) 上水道事業・簡易水道事業の健全化

将来にわたりきれいで安全な水を安定して供給するため、施設の耐震化や老朽管の更新などに取り組みながら、有収率の向上や経費節減等による健全な経営に努めます。また、収支計画・経営改善計画等の作成により健全化を図ります。

### ア 定員管理の適正化

事務処理の改善や協業体制の強化、民間委託の活用などにより、平成18年4月現在の職員数8人に対して、平成23年4月の職員数7人と5年間で1人減員しました。

平成28年4月までの5年間、現在の人員内に抑制します。

#### イ 給与の適正化

職員数の抑制とあわせて、一般会計に準じて人件費総額の抑制を図るとともに、国の公務員制度改革や人事院勧告等を踏まえて、勤務成績に基づく昇給制度の充実など人事給与制度の適正化に取り組みます。

#### ウ 経営の効率化

メーター交換業務等の民間委託を行います。また、簡易水道業務、給水管緊急補修業務の民間委託を検討します。

#### エ 経費節減等の取り組み

口座振替の推進等により使用料の収納率向上に努めます。また、事務用品や光熱水費、通信運搬費等の節減を徹底し、コスト意識を保ちながら経常経費の抑制に努めます。

### (2) 下水道事業の健全化

快適で住みやすい町づくりをめざして下水道の普及促進を進めながら、収納率の向上や経費節減等による経営の改善に努めます。また、収支計画・経営改善計画等の作成により健全化を図ります。

#### ア 定員管理の適正化

事務処理の改善や協業体制の強化、民間委託の活用などにより、平成 18 年 4 月現在の職員数 10 人に対して、平成 23 年 4 月の職員数 8 人と 5 年間で 2 人減員しました。

平成 28 年 4 月までの 5 年間、現在の人員内に抑制します。

#### イ 給与の適正化

職員数の抑制とあわせて、一般会計に準じて人件費総額の抑制を図るとともに、国の公務員制度改革や人事院勧告等を踏まえて、勤務成績に基づく昇給制度の充実など人事給与制度の適正化に取り組みます。

#### ウ 経営の効率化

公共下水道経営計画を策定し、計画区域の見直しと経営の改善を行います。また、資本費平準化債の発行により供用開始当初の資本費負担を軽減し、世代間の公平性を保ちます。

#### エ 経費節減等の取り組み

口座振替の推進等により使用料や受益者負担金の収納率向上に努めます。また、事務用品や光熱水費、通信運搬費等の節減を徹底し、コスト意識を保ちながら経常経費の抑制に努めます。

### (3) 観光施設事業の健全化

花園ふるさとセンター、花園恐竜館、花園グリーンパーク、花園野外活動総合施設及び花園守口ふるさと村などの施設からなる観光施設事業については、施設の老朽化とともに利用者が減少していることから、施設のリニューアルを行うとともに最適な運営形態を検証します。

また、豊かな自然環境の中で、地域観光の拠点、健康の増進と健全な保養の場として都市との交流を推進し、福祉の向上と地域の活性化に取り組みながら、収益性の向上や経費節減等による経営の改善に努めます。

## ア 定員管理の適正化

運営の改善や民間委託の活用などにより、平成 18 年 4 月現在の職員数 3 人に対して、平成 23 年 4 月までの 5 年間で 1 人減員しました。

平成 28 年 4 月までの 5 年間、現在の人員内に抑制します。

## イ 給与の適正化

職員数の抑制とあわせて、一般会計に準じて人件費総額の抑制を図るとともに、国の公務員制度改革や人事院勧告等を踏まえて、勤務成績に基づく昇給制度の充実など人事給与制度の適正化に取り組みます。

## ウ 経営の効率化

豊かな自然環境を生かした特色のあるプランの新設やサービスの改善などにより、収益性の向上に努めます。

## エ 経費節減等の取り組み

業務の点検により消耗品費や光熱水費、通信運搬費等の節減を徹底し、コスト意識を保ちながら経常経費の抑制に努めます。また、各施設の現状に応じた最適な運営形態を検証し、民間委託の導入や閑散期の休館などを検討します。

## 7 外郭団体の健全化

現状の見直しを行い、長期的な計画の下で、経営の改善を図ります。

### (1) 社会福祉協議会の経営改善

#### ア 定員管理の適正化

少子高齢化が進展し、福祉のまちづくりを推進する組織である社会福祉協議会の役割が大きくなる中で、運営の改善や民間委託の活用などにより、現行定員の維持に努めます。

#### イ 給与の適正化

職員数の抑制とあわせて、町に準じて人件費総額の抑制を図るとともに、勤務成績に基づく昇給制度の充実など人事給与制度の適正化に取り組みます。

#### ウ 経費節減等の取り組み

町と歩調を合わせて、事務用品や光熱水費、通信運搬費等の節減を徹底し、コスト意識を保ちながら経常経費の抑制に努めます。

### (2) 土地開発公社の健全化

次の世代に大きな負担を残さないため、長期的な経営健全化計画を作成し、債務保証対象土地の解消と抜本的な経営の改善に取り組みます。

ア 債務保証対象土地の処分計画を作成し、計画的に処分を行います。

イ 当面処分予定のない土地については、短期貸付による有効活用を図ります。

ウ 町一般会計からの無利子貸付により、資金コストの軽減を図ります。

エ 民間への売却等により生じた損失について、町一般会計から計画的に補助金を交付することにより補填します。

## 8 公共施設の統廃合

多様化する住民ニーズに応じていくため、交通事情の変化や少子化の進展を考慮し、より効率的な運営を目指して、公共施設の統廃合を進めます。

### (1) 保育所、幼稚園の統廃合

園児数の推移を基に、統廃合を図るとともに、一元化等を検討します。

### (2) 小学校の統廃合

児童数の推移を基に、統廃合を行います。

### (3) 社会教育施設等その他施設の統廃合

利用の形態とあわせて、利用者数の推移を基に、費用対効果を勘案し統廃合を検討します。

## 9 住民参加によるまちづくり

住民のニーズを的確に把握し、多様化する住民ニーズに応じていくため、行政と住民の関わりを見直し、住民主体のまちづくり組織の育成を図ります。

### (1) 協働のまちづくりの推進

住民が参画する協働のまちづくりの推進により、住民の意見を政策に生かすとともに住民目線による行財政の改革に取り組みます。

### (2) 民間組織の活用

NPO法人やボランティア組織の設立を支援し、公共サービスの担い手としての活用を図ります。

### (3) 自治区長会との連携

自治区長会との連携強化により、ボランティア活動等の充実・発展を図ります。

## 10 人事制度の見直しと人材育成

効果的な行政運営と変化する社会情勢に対応できる意欲ある職員を養成します。

### (1) 職員の意識改革、資質の向上

能力本位で適材適所の任用や能力、職責、業績が適切に反映される給与処遇を実現することを基本に、人事考課制度の活用、人事配置の適正化、効果的な研修実施に取り組みます。

### (2) 民間からの任用

民間からの町職員への任用により、優秀な人材の確保を図ります。

## (これまでの取り組み)

### 平成 16 年度

職員数の削減 12 人  
賃金の抑制(雇用の季節化・課室間の異動、総数の削減)  
旅費の抑制(出張取扱いの訓令)  
交際費の抑制(執行基準の作成)  
需用費の抑制(町例規集のデータ化・部数削減、公用車台数の削減、印刷物の廃止・縮小、デ  
マンド監視による電気代の削減、ノーネクタイによる室温の上限設定)  
役務費の抑制(メール便の導入、帰宅時職員による郵便物の宅配)  
委託料の抑制(施設維持管理等委託料の減額、庁舎等常駐清掃の廃止)  
備品購入費の抑制(新規購入を制限)  
補助費等の抑制(協議会負担金・賛助会費等の削減)  
公共事業の見直し(次年度以降計画事業ヒアリングを実施)  
公債費の抑制(減債基金の活用による銀行等引受債の繰上償還 2 億 1000 万円)  
町有財産の売却(町有地売却収入 1412 万円)  
基金の活用(地域福祉基金 4292 万円、農山漁村地域活性化対策基金 1200 万円、公共施設整  
備基金 400 万円、地域食材供給施設整備基金 231 万円、松岡古勘障害者福祉事業基金 508 万  
円を取り崩し)

### 平成 17 年度

職員数の削減 8 人  
特別職給与の削減(10%減額)  
議員報酬の削減(平成 17 年 10 月から平成 18 年 7 月改選まで:月額 1 万円減額、旧花園村議  
員については合併前の金額で据え置き)  
一般職給与の一律削減(5%減額)  
管理職手当の削減(10%減額)  
調整手当の廃止  
時間外勤務手当の削減(給料の 4%を上限に抑制)  
職員互助会補助金の見直し(職員 1 人当たりの金額を設定して減額)  
旅費の抑制(旅費日当の廃止、宿泊を伴う研修の休止)  
交際費の抑制(各科目交際費の統合、予算を 20%減額)  
需用費の抑制(物品調達基金による一括購入を開始、新聞・書籍等購読の廃止・縮小、加除式  
書籍の見直し・新規購入の制限、コピー機台数の削減 2 台、公用車台数の削減 3 台、会議時飲物  
代の削減、印刷物の廃止・縮小、予算書・決算書印刷の見直し)  
委託料の抑制(ごみ分別の徹底による処理費用の削減、電算端末機器等の保守を廃止しスポッ  
ト修理で対応)  
使用料及び賃借料の抑制(電算機器・教育用コンピュータの再リースによる削減)  
備品購入費の抑制(新規購入を制限、制服の支給を廃止)  
補助費等の抑制(傷害保険料の見直し、研修負担金の削減、賛助会費等の削減)  
繰出金の抑制(収支計画に基づく改善計画の作成)  
予算編成の見直し(全事務事業の点検・自己評価、担当者ヒアリングの実施)



事務処理の改善(事務決裁規程の見直し、庁内LANの有効活用、出張命令の見直し、電気・電話料の口座引き落とし、各課室協業体制の強化)

組織機構の見直し(都市計画課及び水道事業所を廃止し、建設課及び上下水道課へ統合)

事務事業の見直し(慶弔費・出産祝写真撮影券の廃止、地籍調査事業の縮小、若者定住促進対策事業の見直し、敬老事業の見直し、生ごみの減量化、町内共通商品券補助の廃止、川上酒かつらぎ文化伝承館の運営を見直し)

民間委託の推進(町有バスの運転業務、地籍調査業務1班)

助成金等の見直し(各種団体補助金の削減、イベント補助金の見直し、交付要綱等の整備徹底、町税前納報奨金の削減)

公共事業の見直し(次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業費の縮減)

建設コストの削減(施工管理の各課連携による効率化、資材補助の活用)

公債費の抑制(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、減債基金の活用による銀行等引受債の繰上償還 7912万円)

税収等の確保(入湯税の課税、無申告の調査と指導、譲渡所得申告説明会の開催、町税徴収体制の充実、滞納処分の強化)

使用料等の見直し(体力づくりフロア使用料の新設、かつらぎ斎場使用料の見直し、コピー代・材料費等の徴収を徹底)

町有財産の売却(町有地売却収入 1615万円、法定外公共物売却収入 263万円)

基金の活用(地域振興基金 190万円、地域福祉基金 2700万円、公共施設整備基金 400万円を取り崩し)

公営企業の健全化(会計ごとに収支計画及び改善計画を作成)

公共施設の統廃合(かつらぎ町保育所運営審議会より今後の保育所運営のあり方について答申)

## 平成 18 年度

職員数の削減 7 人

特別職給与の削減(10%減額)

一般職給与の一律削減(4%減額)

管理職手当の削減(10%減額)

時間外勤務手当の削減(給料の4%を上限に抑制)

退職時特別昇給制度を廃止

給与構造改革の実施(2005年人事院勧告に基づき新給料表へ切り替え、枠外昇給制度を廃止、管理職員に勤務成績に基づく昇給制度を導入)

需用費の抑制(公用車台数の削減1台)

備品購入費の抑制(新規購入を制限)

補助費等の抑制(協議会負担金・賛助会費等の削減)

繰出金の抑制(繰出基準表の作成・基準外繰出の削減)

予算編成の見直し(全事務事業の点検・自己評価、担当者ヒアリングの実施)

事務処理の改善(支出命令書添付書類の簡素化)

組織機構の見直し(教育委員会社会教育課及び総合文化会館事務局を廃止し、教育委員会生涯学習課へ統合)

事務事業の見直し(広報誌に予算Q & Aを連載、不用額の是正等予算執行の見直し、ごみ減量や分別リサイクルを行う「もったいない運動」の推進)

民間委託の推進(保育所2園とふれあい会館に指定管理者制度を導入、地籍調査業務2班に、中学校外国語指導助手1人)

助成金等の見直し(町税前納報奨金の廃止、納税組合の廃止)

公共事業の見直し(次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業費の縮減)

公債費の抑制(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限)

税収等の確保(和歌山県地方税回収機構の設立)

町有財産の売却(町有地売却収入900万円、法定外公共物売却収入86万円)

基金の活用(地域振興基金3640万円、農山漁村地域活性化対策基金1万円を取り崩し)

公共施設の統廃合(かつらぎ町立幼稚園及び学校適正配置・整備計画検討委員会より適正配置及び整備計画のあり方について答申、四邑・志賀・天野保育所を廃止し渋田保育所へ統合)

## 平成19年度

職員数の削減4人

特別職給与の削減(10%減額)

一般職給与の一律削減(3%減額)

管理職手当の削減(10%減額)

時間外勤務手当の削減(給料の4%を上限に抑制)

需用費の抑制(マニュアル作成によるコピー使用枚数の削減、省エネルギーマニュアルの作成、コピー機台数の削減1台、公用車台数の削減4台)

備品購入費の抑制(新規購入を制限)

補助費等の抑制(協議会負担金・賛助会費等の削減)

事務処理の改善(公職者名簿のデータベース化)

事務事業の見直し(自動車文庫の廃止)

民間委託の推進(地域子育て支援センター業務の一部を委託、小学校外国語指導助手1人)

公共事業の見直し(次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業費の縮減)

公債費の抑制(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限)

税収等の確保(広報誌・ホームページへの有料広告掲載)

町有財産の売却(町有地売却収入6735万円、法定外公共物売却収入55万円)

基金の活用(地域振興基金3791万円、ふるさと水と土保全基金190万円、農山漁村地域活性化対策基金220万円、土地開発基金2億1392万円を取り崩し)

外郭団体の健全化(土地開発公社の経営の健全化に関する計画を策定、土地開発公社経営健全化対策検討委員会を設置)

公営企業の健全化(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、借換債の発行による公的資金の補償金免除繰上償還水道事業会計2億7089万円、下水道事業特別会計7522万円)

公共施設の統廃合(西部児童館を撤去し老人憩いの家へ移転、町民プール7箇所を廃止)

## 平成 20 年度

職員数の削減 5 人  
特別職給与の削減 (10%減額)  
一般職給与の一律削減 (2%減額)  
管理職手当の削減 (10%減額)  
時間外勤務手当の削減 (給料の 4%を上限に抑制)  
給与構造改革の実施 (全職員に勤務成績に基づく昇給制度を導入)  
予算編成の見直し (財務会計システムによる事業単位の予算編成)  
事務処理の改善 (庁内 LANシステムの更新に合わせ財務会計システムを改良)  
備品購入費の抑制 (新規購入を制限)  
補助費等の抑制 (協議会負担金・賛助会費等の削減)  
事務事業の見直し (事務事業評価システムの検討、川上酒かつらぎ文化伝承館の休止)  
民間委託の推進 (地籍調査業務 3 班に)  
公共事業の見直し (次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業費の縮減)  
公債費の抑制 (交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、借換債の発行による公的資金の補償金免除繰上償還 8935 万円)  
町有財産の売却 (町有地売却収入 3795 万円、法定外公共物売却収入 21 万円)  
基金の活用 (地域振興基金 3754 万円、ふるさと水と土保全基金 128 万円を取り崩し)  
公営企業の健全化 (予算編成時に繰入金算定表を作成、交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、借換債の発行による公的資金の補償金免除繰上償還水道事業会計 3219 万円、下水道事業特別会計 2534 万円)  
公共施設の統廃合 (大谷児童館を撤去し大谷幼稚園の空き教室へ移転)

## 平成 21 年度

職員数の削減 16 人  
特別職給与の削減 (10%減額)  
一般職給与の一律削減 (1%減額)  
管理職手当の削減 (10%減額)  
時間外勤務手当の削減 (給料の 4%を上限に抑制)  
需用費の抑制 (公用車台数の削減 1 台)  
使用料及び賃借料の抑制 (教育用コンピュータの再リースによる削減)  
備品購入費の抑制 (新規購入を制限)  
補助費等の抑制 (協議会負担金・賛助会費等の削減)  
事務処理の改善 (新財務会計システムによるペーパーレスの推進・事務の簡素化)  
事務事業の見直し (行政評価システムの共同調査研究)  
民間委託の推進 (花園グリーンパークに指定管理者制度を導入、地域子育て支援センター業務の全部を委託)  
公共事業の見直し (次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業費の縮減)  
公債費の抑制 (交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、借換債の発行による公的資金の補償金免除繰上償還 267 万円)  
税収等の確保 (納税通知書に口座振込依頼書を同封し口座振替を推進)

町有財産の売却(町有地売却収入 2755 万円、法定外公共物売却収入 21 万円)  
基金の活用(地域振興基金 3700 万円、ふるさと水と土保全基金 78 万円、農山漁村地域活性化  
対策基金 121 万円を取り崩し)  
公営企業の健全化(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、借換債の  
発行による公的資金の補償金免除繰上償還下水道事業特別会計 7737 万円)

## 平成 22 年度

職員数の削減 6 人  
特別職給与の削減(10%減額)  
時間外勤務手当の削減(給料の 4%を上限に抑制)  
備品購入費の抑制(新規購入を制限)  
補助費等の抑制(協議会負担金・賛助会費等の削減)  
予算編成の見直し(行政評価システムの活用、課室ごとに予算要求の概要作成)  
組織機構の見直し(農地課を廃止し、建設課へ統合、子育て推進室を廃止し、教育委員会総務  
課へ事務を移管)  
事務事業の見直し(町ホームページに例規集を掲載、行政評価システムの試行)  
民間委託の推進(小学校給食業務)  
公共事業の見直し(次年度以降計画事業ヒアリングを実施、新規事業の抑制、事業の延期、事業  
費の縮減)  
公債費の抑制(交付税算入されない発行額に上限を設けて新規発行債を制限、公債費の増大  
に備えて臨時財政対策債の 10%相当額を減債基金へ積み立て)  
税収等の確保(町税のコンビニ収納を開始)  
町有財産の売却(町有地売却収入 1750 万円、法定外公共物売却収入 118 万円)  
基金の活用(地域振興基金 3900 万円、ふるさと水と土保全基金 78 万円、農山漁村地域活性化  
対策基金 130 万円、公立学校施設整備基金 9800 万円を取り崩し)  
公共施設の統廃合(花園中学校を休校し笠田中学校へ統合)  
外郭団体の健全化(土地開発公社の経営の健全化に関する計画を改訂)

おわりに

平成 23 年は東日本大震災という未曾有の大災害に加えて、台風 12 号により平成に入って最悪の豪雨災害が紀伊半島を襲うなど日本の国にとって試練の年となりました。

その復旧・復興にあたっては莫大な費用が必要となるものと予測されており、国・地方ともに今後の大きな財政負担となることは避けられません。

また、国では赤字国債残高が累増し、地方では臨時財政対策債残高が累増するなど将来世代への負担が年々増大しており、日本は国・地方ともに財政面の危機に直面している状況にあります。

さらに少子高齢化に伴って、ますます世代間のバランスが崩れていくといった悪循環が生じており、国の財政赤字は年々拡大する方向にあります。

人口の減少は全国的な課題であり、また町にとっても人口の減少による活力低下を食い止めることは非常に大きな課題であり、将来に向けた実効性のあるまちづくりが必要となっています。

町税や地方交付税など一般財源の安定した収入が見込めない中で、町が主体性を持ってまちづくりを進めるためには、弾力性を持って予算を編成・執行できるよう、常に社会・経済情勢を的確に把握しながら、より一層計画的な行財政運営を行うことが求められます。

この財政健全化対策により余剰財源を生み出し、安定した財政運営と次代に向けたまちづくりのために活用するものとします。